

核時代の緊張緩和(Ⅲ)

倉 頭 甫 明

序 言

一 緊張緩和への蓄積的要因

〔Ⅰ〕 平和共存——フルシチョフの平和共存は緊張緩和への方向づけ

〔Ⅱ〕 核兵器の存在による緊張緩和への圧力

〔Ⅲ〕 中ソ対立の激化は欧米緊張緩和への方向づけ (本論集12号)

二 緊張緩和の実際化への歩み

〔Ⅰ〕 米ソ核緊張緩和の進展——戦略兵器制限交渉 (本論集13号)

〔Ⅱ〕 欧州緊張緩和の進展

結 語

(本 号)

〔Ⅱ〕 欧州緊張緩和の進展

欧州テタントへの進展は、特に独力に有るが、なんといってもソ連自身の外交政策にある。

大戦後のソ連は、共産圏の建設とそのヘゲモニーの行き過ぎが西側諸国の一致団結、強化へと仕向けたにある。それは、スターリンのソ連外交が権力による膨張政策によって東欧諸国を支配圏内におさめていったと、これは戦後に新たなる世界戦争が不可避的に発生するであろうという前提に立って、ソ連の勢力範囲をできるだけ拡大する方向へ突き進んだ政策であった。いうまでもなくソ連は全体主義的国家である。そのリーダーは、その地位を保持するための対外的勝利を必要とするものであり、リーダーの人格による強い権力欲でもあったのである。こうしたソ連外交は、西側諸国の強い警戒心をもたせ一様にして団結させてしまった。裏返せば、柔軟性を喪失して、硬直性を強め、ソ連外交を袋小路へ追い込むこ

1) を意味したのである。スターリンの死後、ソ連外交は過去の行過ぎを清算、是正し、緊張を緩和する——これまで得た成果を固めるというものに発展される。

フルシチョフ以来のソ連の平和共存政策、デタント政策なるものは、核ミサイル兵器の考察と領土政策の成果及び国際政治環境改善との最も密接な関連において考え出されたとみられる。

共産ソ連国家と自由主義諸国家との「平和共存」は、フルシチョフが第20回大会以後に述べてきているようにレーニンの原則なのであるが、核時代のソ連にとっては以前のような資本主義諸国とやむを得ない共存ではなく、ソ連自身から進んで共存が必要となってきたことである(中ソ対立の原因の一つがこれにある)。まして、スターリンが建設したコミンフォルム(形を変したコミンテルン)が失敗に帰し、世界革命が絶望的となつてからはソ連にとって至上命令的なものとなつた。

ソ連の平和共存政策には、政治上、軍事上、経済上、その他の理由があるにせよ、ソ連が何よりも第1の目的はほかでもないソ連だけにとって例外的に利益的有利な現状の固定化政策である。これが平和共存策であり、今日に連繋するものといえよう。

全欧州社会に対するソ連の外交政策が、欧州の現状維持とすることが第一目的となつてから、特にドイツ問題が重視された。

1955年、ソ連は緊張の緩和策に出たときにはすでにパリー協定が結ばれドイツが NATO の一員となることが決定された後であった。同年7月のジュネーブ会談と、その直後のソ連の行動においては、「同じドイツの領土に異なる社会経済体制を持った二つの国が両ドイツを機械的に統一させることは非現実的である」²⁾として、ジュネーブ4ヶ国巨頭会談の文書での「ドイツ問題の解決にドイツ再統一は自由選択による……は合意した」は拒否し、今後は東西両ドイツの交渉が第一であることを明示し、西側のいう

1) 原子林二郎(大平善悟編)、現代国際関係論、p.174～175、有信堂。

2) 1955年7月18日～22日、4ヶ国巨頭会談後の帰りにベルリンに立ち寄り、東ドイツでのフルシチョフの演説。

「再統一」についての交流の意図はまったくなくなったのである。³⁾したがってまた、ジュネーブ巨頭会談決定の東西4ヶ国外相会議(10月27日～11月16日)が開かれたとき——欧州の安全保障とドイツ統一、軍縮、東西交流の三議題——は、いずれもソ連の基本線を譲らなかつた。⁴⁾

この時期と平行して、ソ連外交は、微笑による西側の「警戒を緩め」させる方針(柔軟な外交政策)も実行にうつされていた。ソ連の政権は、東独と同じように占領し続けてきたオーストリアから赤軍を撤退させ、チトーに対し前任者の犯した誤りを公に謝罪し、すべての社会主義国家は、外部からの干渉なしに社会主義への独自の道を歩む権利をもつことにつきチトーと公に合意、フィンランド会談では、フィンランド内海軍基地ポーカラを返還し、自らドイツ連邦共和国を承認して正常な外交関係を樹立した。軍縮問題では、8月の原子力平和利用ジュネーブ会議上でソ連軍64万を削減して、その人員を農業にまわすと発表(ついで56年5月には120万人を、さらに58年1月には30万人を減員すると)している。⁵⁾

3) 柳沢英二郎, 戦後国際政治史, p.205, 現代ジャーナリズム出版会。

4) 柳沢英二郎, 同上書, p.205.

5) Louis J. Halle, The Cold War as History.

太田博訳, 歴史としての冷戦, p.246, サイマル出版会。

ソ連の兵力削減は、他の共産主義諸国もこれにならっている。すなわち、1955年には、ルーマニアが4万人、アルバニアが9000人、ハンガリーが2万人、ブルガリアが1万8000人、1956年には、北朝鮮が8万人、ポーランドが5万人、中国が80万人、また1958年には、ルーマニア、ブリガリア、ポーランド、チェコスロバキアおよびアルバニアの5ヶ国が合計11万9000人の兵員を減らすと発表されている。

そして、ソ連の場合、その削減理由について、「国際緊張の緩和を促進し、諸国家間の信頼を確立するため」、あるいは「軍縮と平和の確立に貢献し、わが国の平和的な経済、文化建設に好都合な条件をつくりだすため」と述べている。この削減は主として、ソ連の地上軍重点主義から核兵器重点主義へ移行させる軍事的理由と、国内労働力の不足を補う経済的理由などによるものとみられる。

これは、新型水爆の超高空実験(11月26日)で示され、国力の増進において、第6次5ヶ年計画(56年～60年)の目標がスターリン目標(46年の想定)、ブルガー

(次頁へ続く)

さらに進んで、諸国間との信頼関係増進がなされる。ソ連の招きによって、米国下院議員8名が訪ソ(10月10日)、英国艦隊のレーニングラード親善訪問(1914年以来41年ぶり)、その返礼のソ連艦隊のポーツマス訪問も1938年以来18年ぶりであった(同論文(1)－p.68～69を参照されたし)。アジア・アフリカに対しても、ソ連のAA政策が展開され新局面に入っている。⁶⁾こうした一連のソ連外交は、西欧諸国への反感ともしくは警戒心のために協力すべき対象と考えられるようになった。特に、AA政策のための訪問先においては、中立への志向が演説されソ連の緊張の緩和策の意図が明らかにされたのである。

この時期のソ連は、明らかに緊張の緩和を欲していたし、その一方、現状維持をも決意もしていた。1957年の秋におこなわれたラパツキープラン(ポーランドのラパツキー外相提案)などは、東西両独、ポーランド、チェコスロバキアを「非核地帯」を設けるについていえた。こうしたソ連の緊張緩和策に対して、西側諸国——特に、アメリカは応答しなかった。

その理由は、西側において大戦後の対ソ勢力に対抗する態勢が完了していなかったからである。

たとえば、西ドイツは、NATOに入ったのが1955年のパリ協定からであり、EECが発足したばかりでもあった。したがって西側の指導者は、西側統合が第一であり、その前進にあった。ソ連の緊張緩和策は、西側統合、その前進することに対して、それをおくらせ、あるいは妨害する動きと受けとられている。

(前頁より続く)

ニニ目標(55年7月)も上回っていたことに裏づけられる。

軍縮交渉史、前田寿：p.348～349、東京大学出版会。

- 6) ソ連AA政策では首脳訪問で広汎な援助の展開がなされた。インド、ビルマ、アフガニスタン3国を訪問(11月18日～12月19日)で経済援助や技術援助供与を約束した。エジプトとのアームズ・ディール発表(9月27日)には、原子力平和利用協定(1956年1月28日)がつづいた。

西ドイツ政権の場合には恐らくそうした考慮が決定的であったであろう。⁷⁾

ソ連の緊張緩和策の動きは、1958年ごろまでで終りをづけ、1963年の米ソ間のホット・ライン成立まで緊張は再び激化し緊張緩和は動きが止まったのである。⁸⁾

その多くの理由は、1として、ソ連の緊張の緩和策の努力に西側が応答しなかったこと。2として、ソ連の立場が1956年の東欧諸国を見舞った政治危機を解決したこと。3として、ソ連はアメリカより先行して人工衛星を打ち上げに成功したことは対米において軍事技術競争に一步進んだ自信にある。4として、フルシチョフの「アメリカに追いつき追いこすこと」の可能性の判断が生れてきたこと。5として、ソ連の開発途上国への働きかけが予想外にも成功があったこと。6として、1956年スエズ危機の場面に西側諸国は不一致と弱さをしめし、それに対するソ連指導者が自信を深めたこと。— 以上をあげることができる。

しかしこの間、ソ連の積極的政策は、軍事、経済両面におけるアメリカの優越を確かなものにした。また、ここに、核ミサイルの「奇襲攻撃」「偶然戦争」の恐怖が存在し、「核恐怖の均衡」の安定を米ソ両国が強く望むようになり、「核拡散防止」が両国の最大関心事ともなった。⁹⁾

西ヨーロッパ諸国においては、1963年頃から緊張緩和政策(フランスナシリズム)が考慮されていった。

7) 高坂正堯, 第2次世界大戦後における緊張緩和政策の変遷, p.40. 京都大学法学会, 法学論叢, 第96巻。

8) 1958年から1963年の間には緊張が再び激化していたが、しかしこの間、1958年11月1日フルシチョフ首相はドイツ問題において西ベルリンへの交通管理権を東ドイツに移す旨を宣言し、その月の末には西ベルリンを自由市にする案が提示され、1959年1月に東西両ドイツの間に平和条約を結ぶという提案がソ連によって初めてなされた。

ベルリンに対する関心は1960年、1961年も続いたが、ベルリン危機も生まれたのである。

9) 高坂正堯, 前掲書, p.46~47.

フランスのドゴール大統領は、1959年地中海艦隊をNATOから引き揚げ、1962年のアルジェリア戦争の終結と東西の「雪解ムード」のさざしによって、新しい同盟関係や勢力均衡を求める思いきった外交攻勢にのりだした。

1962年9月、西独訪問で「あなた方は一つの偉大な国民である」と演説して、同年末に仏・独(西独)協定条約を結ぶにいたった。この条約を足場に、フランスは、1963年に米英両国提案である多角的戦略の構想およびイギリスのEEC加入申し込みを拒否して、新たにアメリカとの対立も生れた。

1964年には、「彼の外交政策は右寄」という印象を打ち消すかのように中共を承認、返す力でベトナム戦争を非難し、メキシコ、南米に旅行してナショナリズムを激励して廻った。1965年には、ドゴールの主張である大ヨーロッパ主義「近代文明の母なる偉大なヨーロッパは、大西洋からウラル山脈に至る全地域をさすものでなければならない。そしてヨーロッパは仲よく、持てる力をフルに発揮すべく協力しあい、娘のアメリカともども10億の住民が希望する崇高な使命を果さなければならない」をぶり返して、ソ連、東欧に好意を示した。1966年3月には、ドゴール政策はNATO統一軍事機構から正式に脱退し、NATO基地を国外に撤去するよう要求し、同年6月、モスクワ訪問(ドゴール大統領はナポレオン以後、クレムリンに滞在した初めての西側の人となり、バイコヌールのソ連宇宙基地よりコスモス衛星「第12号」の発射を視察した西側の初めての人となった)してソ連とのデタント指導者たる資格を獲得していった。¹⁰⁾1967年には最高潮に達したドゴール外交は、イスラエルのエジプト攻撃を非難、カナダを訪問して「ケベック州独立万歳」と叫び、ポーランド訪問では、ポーランドの独立と西ドイツとのオーデル・ナイセ国境線の承認を促す演説をして、ソ連、西独双方をたじろかせた。

1968年にドゴールは、フランスの豊富な金保有量を足場にドル追撃を加え、

10) Anthony Sampson, *The New Europeans*, 小松直幹訳, ヨーロッパの解剖, p. 111, サイマル出版会。

11) Harlan Cleveland, *NATO*, 1970. 鹿島平和研究所訳, p. 193, 鹿島平和研究所出版会。

ルーマニアを訪問、東西間の緊張緩和を讃えて、「大ヨーロッパの中を爽やかな風が吹きぬけている」と表現し、まさにドゴールは自由な外交を展開した。ドゴール外交は国内だけでなく、国際的にも彼の影響力は絶对的なものであった。彼はソ連の支配力を脱出しようと試みている諸国のチャンピオンであった。Anthony Sampson は述べる。冷戦は、同盟関係や東西の流動化を妨げ、国家主義の発展を抑止していた。がしかし、緊張が緩和し戦争の記憶が薄れ新しいヨーロッパの誕生ができる観にあったと云う。

フランスのドゴール外交目標は、最初にDétent¹²⁾についてEntenteを達成するというものであった。

1966年は欧州全体にデタントの波が高まっていた。1966年2月と7月には英国のウィルソン首相の訪ソが生れ、その答礼として、1967年2月にソ連のコスイギン首相のイギリス訪問が生れた。

米国においても、1966年10月にジョンソン大統領はデタントに関してこれまでの外交方針（ドイツ再統一が欧州の安定の前提条件）を変えた。

東西陣営の在欧軍削減、東西貿易金融の規制緩和等を演説で、東欧諸国との交流増大を力説¹³⁾。続いて、同年12月15日～17日のパリー開催のNATO閣僚理事会では、デタントを前面に打ち出し、その最終コミニケでは、「欧州のデタントの雰囲気醸成により、平和的方法によってのみ実現可能である」と述べられた。そして、1967年6月23日～25日のグラスボロ会談では、「東西間に橋をかけよう」と新しく発展したのである。

西ドイツ国家は上述の文脈の中で新東方政策（ノイエオストポリテイク）が転進してゆく。

これまでの西ドイツ外交路線は、西側との統合と協調を基調として、ひたすら平和的路線の上でのみ、ヨーロッパ諸国すべての安全保障の一般的合意が得られるような状態においてのみ行われてきたが¹⁴⁾、1960年代に入っ

12) Anthony Sampson, 前掲書, p.13~14.

13) 1966年10月7日, 全米論米記者会議での演説。

14) Herausgegeben vom Auswärtigen Amt unter Mitwirkung eines wissenschaftli-

て、西ドイツ国内に外交方針が転進されるべく多くの理由が存在していた。その一に、戦後復興にともない、国内での建設の過程や、西側への統合と西ドイツ連邦国防軍の形成は、東側に対する安全確保が完結されていた。

その二に、経済的立場にあっては、1960年以来世界貿易で第3位を占めるにいたり、1950年に比べると約4倍以上になっていた。こうした経済的成功と緊急の物質的欲望の充足は、自信の回復と関心の拡大を招くものとなり民族的自覚の再生につながるものでもあった。

その三に、歴史の経過と次の世代の出現は、ドイツ人の自己主張を強めた。これを一段と高めたのは、フランスのドゴール外交のナショナリズムであり、ソ連のヘゲモニーの相対的低下が、共産圏の一枚岩の団結のくずれを見せてきたこと、そしてベルリンの壁の衝撃であった。¹⁵⁾

こうしたドイツ国内の蓄積的な事情の基に連邦政権に対する要求が顕面化した。

それはベルリン危機の最中、ベルリンの壁構築の2ヶ月前の1961年6月14日、ドイツ連邦議会は連邦政府に対して、「われわれはソ連ならびにすべての東ヨーロッパ諸国と平和的かつ実ある関係を保つことになる自由な全ドイツを回復することを目標とする東方政策を政府が同盟国とともに実行することを要求する」、つづいて「この目標のために、連邦政府は、ドイツ連邦共和国と東ヨーロッパ諸国との関係正常化に到達するさいに、生存に必要なドイツの利益を放棄しないでも提供できるあらゆる可能性をとらえるべきである。さらに政府は、これら諸国との経済的、人道的、精神的それに文化的領域におけるもろもろの関係をいっそう育成すべくつとめ、とりわけポーランドとの関係樹立にあっては、ドイツ—ポーランド間のもろもろのいきまさが生みだした心理的なこだわりを顧慮しなければならぬ。また政府は、ドイツ系住民を追放したり、ドイツの領土を一時的に

(前頁より続く)

chen Beinats, Die Auswärtige Politik der Bundesrepublik Deutschland. 金森訳, ドイツ連邦共和国の外交政策, p.101, 鹿島研究所出版会。

15) 高坂正堯, 前掲書, p.53.

管理している諸国に対しては、なんらかの公式接触が行われるさいに、それぞれ必要とされる国際法上の留保を主張しなくてはならない」と呼びかけて、ドイツ人の意志をはっきりと示した。これに対して、ドイツ連邦政府は、これらの要求を受け入れ外交政策路線の重要な指針とした。¹⁶⁾

西ドイツの新東方政策なるものは、1961年9月の連邦議会選挙後、1962年6月4日にシュレーダー外相がCDU（キリスト教民主党）大会で、「ヨーロッパの共産主義諸国に対する我々の姿勢」なるものに言及して、最初の兆候をしめした。

シュレーダー外相は、同大会で、「ワルシャワ条約の諸民族もまた、欧州に属している。東欧諸民族とドイツ民族との関係を乱している共産主義的な憎悪のプロパガンダや怨恨感情が取り除かれるのは、結構なことだと、私は考える。このことは東側諸国政府がこの任務を逃れようとしなければ、あくまで可能である。その端緒は、たとえば連邦共和国のドイツ人と東欧の諸国民との間により良好な文化的、人間的接触を創り出すことによって、開くことができる。……経済交流もまた、おそらくはわれわれをより近づけるであろう。われわれは、この分野にある可能性と発端とを、くりかえし細心に検討してゆくであろう。……むこう側にどのような抵抗があろうとも、橋を架けて、われわれの力の及ぶかぎりヨーロッパの分裂を克服することが、われわれの任務である」と述べられた。¹⁷⁾

シュレーダー外相の新東方政策の核心は、経済関係の拡大、文化交流、人間交流の道を開く点に核心があったのであって、正規なる外交関係樹立に重点がおかれたのではなかった。

まず、東欧諸国との間の経済交流の増大——通商代表部を相互設置する措置がとられた。1962年11月末、ワルシャワで通商協定に関するドイツ対ポーランド間の交渉が始まり、ベルリンを包含するという問題が解決されたあと、1963年3月7日に明確な任務、規定どおりの資格をもつ両国の公式の通商代表部を設けることで交渉は協定を結ぶことで終了した。

16) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p.102

17) 佐瀬昌盛、西ドイツの東方政策、p.47、日本国際問題研究所。

ワルシャワ駐在ドイツ通商代表部の設置は、東ヨーロッパで西ドイツが強力に政治的な座を占めることへの最初の重要な第一歩であった。その後、対ブガレスト(1963年10月17日)と対ブタペスト(1963年11月9日)に、通商代表部設置に関する協定が続いて成立した。ソフィアには、1964年3月6日付の協定に基づいて、通商代表部を設けた。ただチェコスロバキアの場合のみは成立しなかった。¹⁸⁾

その後程なく、シュレーダー外相は、東欧諸国との正式国交樹立を含む政治的目標設定に向けて進み始めた。1963年10月18日エアハルト新首相は、最初の政府声明で「どのようにして両側にある偏見を排除するか、そして、いかにしていまもわだかまっている心配や憂慮を根こそぎにするか」を、検討してゆくことを強調した。

西ドイツは、東欧諸国との正式国交樹立を含む接近に際しては、1956年6月28日の連邦政府の声明によるハルシタイン原則²⁰⁾にしたがって、現実に対ルーマニア国交樹立の打診がおこなわれたが、しかし、上述の交流増大以外には緊張緩和のための措置とはならなかった。その理由は、東ドイツと国交を持つすべての国——ソ連は例外——としてもハルシタイン原則をいくらか熟慮、検討してみても、やはりいぜんとしてワルシャワ条約機構諸国にも適用させることになっていた関係上、相手国との接触の中心点となって

18) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p.103～104.

19) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p.103.

20) 戦後ドイツの外交伝統の中で東方政策の展開にあたり、西ドイツのドイツ単独代表権の主張を国際的に貫徹するため案出された外交基本原則である。具体的には、第3国が東ドイツとの間に外交関係を持つことを西ドイツに対する非友好的行為とみなして、西ドイツはその第3国との間の外交関係をもたせまいとするのがそれであった。同原則の目的は、東ドイツに対する国際的承認の阻止である。シュレーダー外相は、東欧諸国との間に正規の外交関係樹立の交渉を進めきすために同原則に修正を加えている。

東ドイツ既承認の東欧諸国との正規の外交関係樹立はハルシタイン原則に抵触しない。すなわち、西ドイツ単独代表権主張に抵触するものではないという解釈が、米国の「フォーリン、アフェアーズ」(1965年10月号)に寄稿された。

いたからである。²¹⁾

東欧諸国関係改善の接近にソ連をたのみのつなとしていた西ドイツは、1964年2月、アジュベイ・イズベスチャ紙編集長の西ドイツ訪問がなされ、1965年春には、フルシチョフ首相の西ドイツ訪問計画発表(1964年9月)という転回までみせていた。しかしながら、ソ連の10月政変(フルシチョフ失脚)によりこののぞみは逆転した(フルシチョフ失脚後、西ドイツは独ソ間の意見交換を続ける用意があると宣言している)。

ソ連の新政権は、西ドイツのシュレーダー外交(新東方政策)が東ヨーロッパ各国の対ソ自主性を強調しているとみてこれを警戒した。1965年4月のソ連・ポーランド友好条約締結の条文中には、「西ドイツの軍国主義と報復主義の脅威」がとくに強調された。

ソ連23回大会では、ブレジネフ報告の中で「アメリカと西ドイツの両国間軍事主義が作り上げようとしている一種の2国間軍事同盟」と述べて、平和のための最も危険な要素の一つと決めつけている。²²⁾

上述の非難に続き、ポーランドのゴムルカ第一書記は、1965年5月にシュレーダー外交に言及して、「ボン政府の政策は社会主義諸国の統一を弱めドイツ民主共和国を孤立化させることを目論んでいる」と演説して、その態度を硬化させた。

しかし、西ドイツ外交政策は進化を続けた。シュレーダー外相は、「われわれは東欧諸国に対して、かつてソ連に対してそうしたのとまったく同様に外交関係を樹立することができる。けれどもドイツ代表権というわれわれの権利が世界の危険に陥ったり、侵害されたりすることのないよう、われわれはつねに注意しなければならない」(「フォーリン・アフェアーズ」1965年10月号)と述べて、東欧諸国は明確にハルシタイン原則の適用対象から除外された。すなわち、東ドイツ既承認の東欧諸国にハルシタイン原則は適用されないとの解釈が確立されたのである。²³⁾

21) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p. 103.

22) 世界週報、1975年4月15日号、p. 49.

23) 佐瀬昌盛、前掲書、p. 50～51、p. 59.

この時期のシュレーダー外交では、ドイツ分裂の克服——端的にはドイツ再統一——なくしては欧州のデタントは望み得ないとの認識が成立していた。エアハルト＝シュレーダーの外交方針を総括した文書ともいえるべき1966年3月25日の「平和ノート」では、「安全、軍縮及び軍備管理のためのすべての努力が決定的かつ永続的な成果をもつのは、世界における緊張の原因が一步一步除去される場合にのみである。欧州ではこれはとりわけ全ドイツ国民にその政治的生存形態と運命とを自由に決定する権利を与えることにより、ドイツ問題を公正な方法で解決することである」、「わが政府は、ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、それに他のあらゆる東ヨーロッパ諸国のうち希望する国の政府と、各国の他のあらゆる民族に対して、国際紛争を規制するために、武力の行使をしないことをうたった形式的宣言を交換する用意がある」と述べている。²⁴⁾

すなわち、この「平和ノート」は、欧州の緊張の原因がドイツ分割の放置にあるとして、欧州のデタントを実現するためにはドイツの再統一なくしてはのぞめないとする西ドイツ政府の基本的主張であった。

エアハルト首相とシュレーダー外相のもとでまとめられた包括的な綱領は、1966年12月1日に成立した大連合——ケーシンガー首相とブラント外相——によって採用され、東欧諸国との間に正規の外交関係樹立の交渉が実地に進められることになる。

こうした西ドイツの動きの中で、西側諸国でも欧州のデタントに対する変化が現われている。アメリカのジョンソン大統領は、これまでのドイツ再統一が欧州の状況の安定化であるとする政策に変える重大演説、「アメリカと欧州の将来の関係」(1966年10月7日)を述べた。「ヨーロッパにおける領土問題はすべてタナ上げて、文化的、経済的交流を強化することによって、東西間の和解は達すべきであり、ドイツの統一問題も、東ドイツとの和解のラインで考えるべきである」ことを示唆した。すなわち、東

24) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p.110～111。

林建彦、分断国家、p.182～184、鹿島研究所出版会。

西和解が先決問題であるとして、文化的、経済的拡大を力説した。²⁵⁾

これに続き、同年12月15日～17日のN A T A閣僚理事会最終コミニケでも、ドイツ問題の解決は、「欧州のデタントの雰囲気醸成により、平和的方法によってのみ実現可能である」と述べられて、始めて緊張緩和策を前面に押し出された。²⁵⁾ フランスのドゴール大統領にあっては、「大西洋からウラル山脈」という大ヨーロッパ主義をかかげて、ドゴール独自のナショナリズムと欧州へのデタントはすでに展開されつつあることは既に述べた。

1966年12月旧CDU・CSU(キリスト教民主社会同盟)と、SPD(社会民主党)の大連合政権が誕生して、前内閣にくらべて、きわだった変化をみせた。同月13日、施政方針演説でのケーシinger首相は、「平和外交に貢献するところこそ、ドイツ外交がある」と宣言し、「西ドイツのデタントは欧州のデタントにつながる」を表わし、「西ドイツは両独間のデタントを欲する」とするものであった。²⁷⁾

この施政方針は、東欧諸国に大きな反応を引き起し、

ワルシャワ条約機構諸国中の最も自主性外交を行なうことを希望していたルーマニアと大連合政府との間に交渉が始まった。

ルーマニアのマネクス外相をドイツに招いて協議した結果——両国政府

25) 林建彦, 前掲書, p.182～183.

26) 高坂正堯, 前掲書, p.56.

27) 大連合政府声明の東方外交関連部分で一般の注意を引いたのは次の2点である。

その1: 独・ポーランド国境に関しては、その画定が再統一ドイツ政府との交渉に委ねられなければならないとの主張が繰り返されながらも、ポーランド国境の保障を得たいという願いに理解が述べられ、また、将来に「両国民により同意される、永続的かつ平和的な善隣関係の前提を創出するよう規制」を期待する意志が表明された。

その2: 「二番目のドイツ国家」の存在することの承認が示唆されつつ、西ドイツによる東ドイツ正式承認は拒否されながらも、両ドイツの政府機関相互間の交流が提唱された。それは、シュレーダー外交が東ドイツの国際的孤立を画策するものと理解されたものとは大きく違う方向を目指すものであった。

佐瀬昌盛, 前掲書, p.70.

は、外交関係を樹立する旨の発表をみた(1967年1月31日～2月3日)²⁸⁾。

ケーシinger首相は、共同声明の翌日に、ルーマニアとの国交樹立が、「ドイツ側の法的立場、すなわち連邦政府のみが全ドイツ国民のために発言する権限を有し、かつその義務を負っているという法的立場のなんらの変更をも意味しない」と念を押す声明であった。他方、これと同日、ルーマニアのマクネスクは、「二つのドイツ国家の存在は、欧州においてきわめて明白な現実である」という見解及びそれを今日のヨーロッパの「基本的

28) ルーマニアとの間には、すでに1966年5月には両国の通商代表部が領事事務を取り扱うことが同意されていたし、それと同時に、ルーマニアの貿易相が西ドイツ訪問で両国の関係正常化に応じる用意を表明していた。また、同年9月には西ドイツの経済相がルーマニアを訪問し、国交樹立の可能性を打診していたのである。

西ドイツ、ルーマニア両国の外交関係樹立の発表後、ルーマニアは、故ゲオルギ、デジ大統領が始めた自主性の誇示とソ連の政策に対する不服従の傾向をニコラエ、チャウシェスク第一書記の指導のもとに強めつつ、1967年5月7日にフランスと相似た姿勢の演説をする。「軍事ブロック」一般の解消と外国基地の撤去を叫び、他の国家の領土からの外国軍の撤兵を要求して、ワルシャワ条約に対する側面攻撃とも思われる演説であった。この演説のすぐあと、ソ連のブレジネフ書記長は急遽ブガレストを訪問したが、成果はあがらなかったようだった。

この問題点については、ワルシャワ条約機構の政治委員会によって正式に調整されることとなった。——1967年6月のブガレスト会議である。

ブガレスト会議では、ルーマニアは相変わらずソ連のイニシアチブに対して独立した態度を固守し続けていた。ワルシャワ条約機構の将来についてもこの会議では何事も声明されなかった。つづいて、7月7日にブガレストで開催されたコメコン会議でもルーマニアは、ソ連の経済分野における指令に楯突いている新しい証拠が示された。時に、ルーマニアがソ連のいう社会主義国間の国際的分業に反して、モスクワが適当と思わないほどの独自の工業力伸長を主張している姿が目まぐるしく目撃されたのである。この時期に西側でフランスのそれが心配されたのと同様、東側の陣営でももろもろの出来事の一要素となっていた。

佐瀬昌盛、前掲書、p.72.

Richard P. Stebbins, *The United States in World Affairs*, 1966.

鹿島平和研究所訳、世界情勢と米因、p.136, p.137, p.141.

現実」とみなす見解に立つことを声明した。この二つの声明は、従来からの外交的立場の変更はされていなかったのである。²⁹⁾

ルーマニア交渉に続いて、西ドイツ政府は、他の東欧諸国との間にも外交交渉の好調な進展があることを明らかにした。西ドイツの諸外交交渉に対して東ドイツは、強い反応をしめし、他の東欧諸国がルーマニアの後に続くことを阻止した。そのためか、西ドイツは、打診交渉中の内で実を結んだのは、常に自らの利益により行動して来たユーゴスラビアとの国交回復だけであった。³⁰⁾

両国との関係再開は、西ドイツによって1957年、ハルシタイン原則適用第1号国として国交断絶されたものであったものが、ルーマニア国交樹立後1年を経た1968年1月末のことであった。

大連合政府が、南方の東欧諸国に意欲的な接近をしたに対する反面、北方の諸国の対応はなんらの成果もあげえなかったのである。

対ソ関係においてみると、大連合政権は、ソ連との関係改善交渉が武力不行使宣言案(1967年2月7日)をもってなされ、ソ連とのデタントのための努力が強められた。ソ連はこれを受け入れ、1967年10月12日、11月21日、それ以後、主として文書を通じて行なわれ1968年7月中旬まで続いた。

ソ連は、武力不行使宣言案ばかりでなく、その他の実質的問題も提案を示したのである。

その1つは、欧州に現存する国境の不可侵性を認めることであり、その2としては、特別な政治的統一体としての西ベルリンの地位を尊重すること、その3として、ミュンヘン協定は、当初から無効であったと宣言することである。その4つとして、軍国主義およびナチズムは、欧州の平和と安全にとって危険である以上、両者が東ドイツの主権領域で発展するのを許さないような措置を講じること。その5つとして、核拡散防止条約に調

29) 林建彦, 前掲書, p.190.

30) チェコスロバキアと西ドイツの間には国交回復ではないが、1967年8月3日に貿易代表部の設置に関する協定が調印されている。これに続いて、ソ連のチェコ侵入事件の時までには、西ドイツとの新しい交渉を行なう準備がなされていた。

印することなどであった。

このように武力不行使以外のものまで確約しようとした。また、ソ連は平和条約を締結しても、ポツダム条約および他の連合国の諸協定から生じたソ連の色々な権利を、そのまましておかねばならぬという制限つきであった。³¹⁾こうした提案継続中、ソ連は、1968年8月12日にチェコスロバキア侵攻と内政干渉の中で、ソ連は西ドイツ報復主義の影響を強調³²⁾——ソ連、西ドイツ関係は交渉開始以前の段階より険悪化した。

ポーランドとの関係については、ケーシinger首相が施政方針演説で、対ポーランド関係改善を示したけれど、何の交渉も生れ得なかった。すなわち、西ドイツから両国交渉のための表明が繰返されたが、ポーランドからはオーデル・ナイセ国境線の承認が先決であることのみ³³⁾の反響ばかりであった(この時期のポーランドは、東ドイツとの連帯をもっとも強調する国家となったのである)。

31) ドイツ連邦共和国外務省編、前掲書、p.114～115。

32) ソ連の西ドイツの報復主義に対する恐れは、少なくとも軍事同盟を背景として軍事的冒険に対する恐れと変わらない程度に東欧におけるドイツの影響力の再生に対する恐れでもある。大連合政権の動きは、ソ連においてはドイツ報復主義の退潮のしるしとして受けとられるどころか、逆に極度の敵意をもって受けとめられ、形を変えている危険な装いをまとった報復主義であると非難されたのである。ソ連の懸念は、東欧諸国がドイツを恐れ嫌う十分な理由が過去においてあったとしても、ドイツ文化とドイツ商業活動は東欧諸国にとっては絶えず重要な役割を果たしてきており、したがって、軍事的には弱く、かつ同時に東欧に対する領土請求権を放棄しつつあるドイツ国家の文化的、商業的影響が復活することは、チエコスロバキア、ポーランド、ハンガリーの各政府にとっては、むしろ歓迎すべきであったと同じ程度に、逆にソ連にとっては歓迎すべからざる事態であったことである。さらに、ソ連・ドイツ間の摩擦の原因となっているいま一つのもは、言うまでもなく東ドイツの立場も含まれていた。

Sir William Hayter, *Russia and The World*.

鹿島平和研究所訳、ソ連邦と世界、p.99～100、鹿島研究所出版会。
西ドイツの報復の恐怖については同書の第6章を参照されたし。

33) 佐瀬昌盛、前掲書、p.74～75。

対東ドイツとの間には、西ドイツとソ連交渉2ヶ月後の1967年4月12日に声明もたれた。ドイツ問題に関する声明では、「ドイツの両部分の人々との日常生活を緩和するため」および「経済・交通面での協力を強化するため」の諸措置、「科学・技術・文化交流のための」総協定の締結などを議するため東ドイツとの交流の用意があることを明らかにした。これに対する東ドイツの解答は、西ドイツ単独代表権主張は「ドイツ民主共和国に対する潜在的宣戦布告に等しい」（西ドイツ声明数日後の東ドイツSED第7回党大会の決議発表）と極論したのである。その後、対東ドイツ・シュトフ首相との間に「両ドイツ国家間の正常な関係の樹立」（5月10日）の書簡の交換が行われた。これ以後両国にとって、各2通、計4通の書簡交換が実現した。³⁴⁾

西ドイツのブランド外相は、1968年の社会民主党大会で「ドイツの二つの部分の並存、共存を人類ならびに平和のために組織するため考えられるあらゆることの実施」を要求した。また、6月24日、ブランド外相は、NATO閣僚会議でドイツ内の武力不行使を保証すると宣言。そのさい両ドイツは相手方の社会構造を力づくで変更してはならないことを義務づけられると述べた。しかしながら両ドイツ関係は実質的交渉にまでは進まなかったのである。

こうした結果を見ると、東欧圏北方グループとの関係改善に関しては、実質的無為に近かった。東欧圏北方グループとの関係改善がなんら進展しなかった原因はいくつかあった。西側から見ると、1967年～68年の西ドイツ東方政策は、その方法およびテンポに関し計算違いである。それは余りにもドイツ的で、余りに早く、余りに深く行き過ぎたのであるとハーラン・クリーヴランド(Harlan Cleveland)は述べている。

すなわち、西ドイツは、ソ連および他の東ヨーロッパ諸国と包括的な武力不行使を結ぶ機はまだ熟していなかったといえる。³⁵⁾

その二、緊張緩和は、東欧諸国に対してソ連の相対的低下をさせるもの

34) 佐瀬昌盛, 前掲書, p.75～76.

両ドイツ首相間の書簡は、1951年のホイス連邦大統領とピーク大統領いらい初めてのリーダー意見交換であった。

35) Harlan, Cleveland, 前掲書, p.196.

であった。特にソ連において、中ソ対立の激化は、社会主義諸国内の一枚団結を崩すものとなり、ソ連の権威の低下を招いたものであり、東欧諸国の戦後回復の自立への探求に絶好のチャンスを与えるものであった。すなわち、中国、ルーマニアを始めとしてソ連の権威への挑戦がなされていたため西ドイツとの新しい転回ができなかったと言える。

その三、西ドイツ大連合政権の東方政策はきわめて急激なものであったゆえ、それじたい東側がすぐ対応することはまずあり得なかった。こうした西側の見かたができる。

これに対し、東側から見ると、ソ連、東ドイツおよび東欧諸国は、西ドイツの前政権の東方政策に対処する態勢を作って来ていたに沿って、西ドイツ大連合政権の東方政策に対応するための総路線が引かれた。1965年以降、ワルシャワ条約機構諸国の首脳が頻繁と開かれるようになり、ソ連はそれによって東欧諸国との合議制を尊重しつつ、一層の団結が強調されたのである。³⁶⁾たとえば、1965年10月6日のプラウダは、ソ連外交政策に関して次のように述べている。「ソ連は社会主義の統一強化を重要問題と考えている。その条件は、これらの国の独立、平等、内政干渉、同志的腹藏なき討議の原則を守ることにより達成される」と述べられている。

その二、西ドイツに対して、戦後ヨーロッパの国家と現状国境承認 — 東ドイツの地位、オーデル・ナイセ国境線の承認であった。これは、1966年9月のワルシャワ条約機構政治諮問委員会(ブガレスト宣言)で、ヨーロッパの現状国境承認、ドイツ問題の平和的調整などがうたわれた。³⁸⁾1年後、1967年4月のカールロ・ヴバリの全欧共産党・労働党会議の共同声名でも、「デタントと相互信頼に基づいた新しい関係の確立をヨーロッパで達成すべき時である。……すべての国家が現状を、それがヨーロッパで戦後形成されたとおりに承認することである」と述べて、オーデル・ナイセ国境線の承認、東西ドイツの存在の承認、西ドイツの核武装禁止、全欧諸国

36) 高坂正堯, 前掲書, p. 57~58.

37) 世界週報, 1965年11月16日号, p. 49.

38) 世界週報, 1975年8月19日号, p. 13.

による武力使用、武力によるおどし、内政干渉をおこなわない条約の締結などをあげて明らかにした。³⁹⁾東欧諸国、特にソ連の総路線は、NATO諸国とワルシャワ条約機構諸国間の不可侵を基礎とする全欧安保体制の確立にあったが、その真の目的は、ヨーロッパ現状の国際的承認を得ることにあったのである。

西ドイツがルーマニアと国交樹立の切迫が伝えられるときには、ソ連、東ドイツ、ポーランドはまだ直接交渉の段階に入っていなかったことから、西ドイツ大連合政権の東方政策に対して非難するにいたる。

ソ連は西ドイツとルーマニアとの国交を目前にした1967年1月28日、西ドイツを「報復主義」、「軍国主義」と激しく非難する覚書を米英仏三国に手渡し、大連合政権が本質的にこれまでの目標（諸政権の報復主義的目標）⁴⁰⁾が生きていることを指摘した。ポーランドのゴムルカ第一書記は、西ドイツ、ブガレスト国交樹立に言及（発表直後の2月8日）して、「東ドイツの孤立化、同国とワルシャワ条約加盟諸国との離間」にあると演説した。いうまでもなく東ドイツの反応がその立場を一層強く主張したのである。東ドイツによる西ドイツへの非難は、ルーマニアにも向けられていた。「ルーマニアの外相はボンとの交渉において、ボンの単独代表権という思いあがりやを斥けようとはせず、また、この思いあがりや、他の報復主義的諸要素があるような条件下では外交関係を開くための前提がまだ存在しない旨を明確に言明しようとしなかったが、これは遺憾である」と述べて、強烈に反発した。このウルブリヒトのルーマニア批判は、西ドイツが東ドイツを承認しない限り、ワルシャワ条約機構諸国は、ソ連を例外として、西ドイツとの間に関係改善をもってはならないというものであった。これ

39) 菊地昌典・袴田茂樹・穴戸寛・矢吹晋、中ソ対立、p.227、有斐閣。

40) 西ドイツに対する「報復主義」「軍国主義」の演説は以前からもなされ、たとえば、1965年9月29日の中央委総会で、ブレジネフ第一書記は「ボンがとっている報復主義と軍国主義化、また核兵器を得るためのあらゆる努力、—はソ連との関係を悪化するものだ」と述べている。これは、ソ連が西ドイツに対してぬぐいされぬ恐怖心を抱いていることを示しているのであった。

がウルブリヒト・ドクトリン「逆ハルシタイン・ドクトリン」といわれるものとなり、西ドイツ、ルーマニア国交直後の2月8日～10日のワルシャワ条約機構諸国外相会議でウルブリヒト・ドクトリンはほぼ承認された。⁴¹⁾

この原則にそって、東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア3国間に西ドイツへの対抗のための「鉄の三角地帯」とする同盟条約(同年3月)が築かれた。⁴²⁾また、これに加えて、5月18日、東ドイツとハンガリー同盟条約を締結して、ウルブリヒト原則の規制力を拡大し強化したし、⁴³⁾これをもって東側は西ドイツへの巻き返しをはかった。これに加えるに、特に、ソ連も東ドイツの主張に対して、全面的な支持を与えた。

ソ連は1967年2月から68年7月までの間に西ドイツとの武力不行使宣言交換の覚書が交されていたが、チェコスロバキア情勢過熱に達した7月5日に西ドイツに外交覚書を送ったり、ソ連は、対西ドイツの関係改善交渉の前提条件として、①西ドイツによる東ドイツの承認することによって、ドイツ単独代表権主張の断念をすること、②オーデル・ナイセ国境線を含むヨーロッパの現行国境線を承認すること、③ミュンヘン協定(1938年)の最初からの無効性を承認すること、④西ドイツ内の極右勢力に対する禁止措置をすること、⑤独立の政治的単位である西ベルリンに対する違法的陰謀を放棄すること、⑥核防条約への参加をすること、⑦国連憲章、旧敵国条項の有効性の想起——であった。⁴⁴⁾

ソ連の対西ドイツ東方政策には、このように対抗され、チェコスロバキア事件前夜には完全に行き詰りを露呈していた。そして、チェコスロバキア

41) 佐瀬昌盛, 前掲書, p.77~79.

東欧諸国中、ルーマニアに続こうとする気配をみせたチェコスロバキアとハンガリーも、ここにきて動きを終えたのであった。

42) これは1967年3月1日、ポーランド、チェコスロバキア間の友好協力相互援助条約の締結と同月17日に東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキアとの間に同種の友好協力相互援助条約を結んだのがそれである。

43) 佐瀬昌盛, 前掲書, p.79.

44) 林建彦, 前掲書, p.198.

事件(西ドイツの報復主義の影響をソ連は強調した)をへて、ブタペスト・アピール(1969年3月のワルシャワ条約機構諸国首脳会議)までソ連の対西ドイツ非難は続いたのである。

その三、ソ連は、チェコスロバキア事件前まで西欧諸国へのデタント策の働きかけが強化されている。ソ連の指導者——コスイギン首相は、1966年1月のタシケント会談で印パ調停役を果たし、ソ連の平和外交を第三世界にアピールする。同月にフランス訪問、2月と7月にウイリソン英首相の訪ソ。これに対する答礼訪問(1967年2月)。1967年12月トルコを公式訪問。そして、ポドゴルヌイ議長のイタリア・バチカン法王庁訪問は、ソ連のヨーロッパに対するデタント外交を際立たせた。すなわち、1966年から67年にかけて西欧諸国を頻りに訪問されていた。これに対して、チェコスロバキア侵攻の前年までには、西側諸国から約100人のハイレベルの政治家の交流が、鉄のカーテンを越えて行なわれた。⁴⁵⁾ いずれにせよ、ソ連は、西欧諸国へのデタント策はチェコスロバキア侵攻で終りを告げた。西側諸国のデタント策の本格化に比例して、チェコスロバキアの「自由化」が起ったことは、ソ連に大きな懸念を与え、東欧に対するヘゲモニーの弱体化を意味するものとなり、社会主義に奉仕する東欧諸国の崩壊を恐れさせたためである。⁴⁶⁾

ソ連によるチェコスロバキア侵攻の武力干渉は、「一国の社会主義体制の防衛は当事国だけでなく、世界社会主義体制全体にかかわる問題であり、すべての社会主義国家の神聖な義務⁴⁷⁾」と主張して、武力干渉に訴えても東欧の現状を維持する意思をはっきりさせた。⁴⁸⁾

このことは、東欧諸国とのデタントが、ソ連の意向に反してでなく、ソ

45) Harlan Cleveland, 前掲書, p.193.

46) 原子林二郎, 現代国際関係論: 大平善悟編, p.178, 有信堂。

この脅威について、1968年11月のポーランド統一労働党第5回大会で、ブレジネフは「1国の社会主義に対する脅威は社会主義共同体全体の安全保障に対する脅威である」と述べている。

47) 1968年9月26日の「プラウダ」論文, 原子林二郎, 前掲書, p.177~178.

48) 高坂正堯, 前掲書, p.59.

連の同意を得る場合のみ可能となることを明らかにしたのである。

上述した文脈の中で理解できるように、東西関係は、特に、西ドイツと東欧諸国との関係が悪化の方向に進み、西ドイツは、「報復主義」「軍国主義」と指摘されることとなったのである。

しかし、チェコスロバキア侵攻の事件処理後、1969年春、米ソのSALTの可能性が採られるようになって、東側が西側のデタント政策に対してより柔軟な対応を示し初めた。その始まりは、ブタペスト・アピール(1969年3月17日)からであった。このアピールは、全ヨーロッパ安全保障のための全欧会議を重ねて提唱すると共に、②オデル・ナイセ国境およびドイツ民主共和国との間の国境を含むヨーロッパ現国境の不可侵、③ドイツ民主共和国と西ドイツ連邦共和国の存在の承認、④西ベルリンは特殊な地位をもつ、⁴⁹⁾などを表わされていた。

このアピールは、これまで汨濫していた西ドイツへの「報復主義」「軍国主義」の激しい非難はほとんど含まなかったことで注目を引いた。

このアピールに対し、ブランド外相は、その2日後に「東側の驚くべきコースの変更がある」と反応し、「ブタペスト・アピールには新しいトーンがあり、⁵⁰⁾検討に価する」と述べた。

49) 国際問題, 1970年3月号, p. 57.

このような突然の原因については、中ソ対立によって起きたダマンスキー島事件(1969年3月2日)がそれである見方が有効である。

50) 林建彦, 前掲書, p. 200.

こうしたブランド外相発言に対して、キーシンガー首相は、4月初旬にブタペスト・アピールに言及し、「この声明は、友好的な文言を含んではいるが、われわれに対してではない。われわれに向けられたその周知の諸要求のなにかがソ連が削除するだろうと推測できるだけのいわれが、まったく見当らない」と否定的な評価を下して、大連合政権末期には東方情勢についての判断は一致していなかった。特に、カンボジア国交断絶かをハルシタイン原則にてらして意見の不一致がなされていた。

佐瀬昌盛, 前掲書, p. 84, p. 85, p. 89.

ブランド外相の発言を受けて、もっとも重要な変化が5月中旬に起った。ポーランドのゴムルカ第一書記は、1年2ヶ月前（1968年3月16日の社会民主党大会のブランド発言）の「二つのドイツ肯定論」「オーデル・ナイセ境界線の承認論」を引き出して、西ドイツ政府が、オーデル・ナイセ国境線を認めれば、西ドイツとの国交正常化交渉の用意があると述べたのである。それ以後、6月6日の世界共産党大会の演説、7月21日のポーランド人民共和国の25周年式典での演説などで交渉用意ある旨を明示した。⁵¹⁾

これに加えて、ソ連が武力不行使宣言交渉の再開用意を表明した覚書を送ったことをきっかけに、7月10日、ソ連最高会議でのグロムイコ演説が、西ドイツとの交渉および西ベルリン問題で西側三国の意見交換を行なう用意ある旨を表明した。そして、7月下旬にSDP（社会民主党）と8月下旬にFDP（自由民主党）の幹部の訪ソは、ソ連のヨーロッパ政策—とりわけドイツ政策の転換、西ドイツとの和解—の模索を始めたのである。⁵²⁾

これらの交渉は、ブランド政権成立によって進展することになった。

Ⅱ

1969年9月28日、西ドイツ総選挙では、SPD（社会民主党）とFDP（自由民主党）の小連立が東方政策面での主張の一致をもってウイリー・ブランド政権が誕生した。10月28日のウイリー・ブランド施政方針演説で、一、ドイツ問題、二、ベルリン問題、三、ソ連・東欧諸国との改善が声明された。この声明の要点は両ドイツ問題である。「これからの数年間、実際政策の使命は、東西両ドイツ間の関係が現在の麻痺状態から脱することによって、民族の統一を護持することにある。ドイツは、言語と歴史に

51) 佐瀬昌盛，前掲書，p.89.

52) 林建彦，前掲書，p.200.

ソ連は西ドイツのSPD，FDP，CDU 幹部の訪ソを招請されたが，CDU（キリスト教民主同盟）はついにソ連の招請に応じていない。

よって結ばれているのみならず光栄と悲慘をも伴にしている。われわれは共通の使命と共通の責任をもっている。われわれ自身の平和とヨーロッパの平和のために、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の成立後20年、われわれは、これ以上ドイツの分裂を拡大することを防止せねばならぬ。すなわち、規制された並存(Nebeneinander)を越えて共存(Miteinander)に至るよう努めねばならぬ。わが政府は1966年12月、ケーシンガー首相によって開始された政策を継続する。そして東独政府に対し、条約で一致した協力に導くよう、双方無差別の立場に立っての話合いを改めて提案する。ただし、わが政府による東独の国際法上の承認は、あり得ない。ドイツには二つの国家が存在しているとはいえ、二つの国家は、それ自体互いに外国(Fuereinander)ではない。相互の関係は、ただ特殊の性質のものにすぎないのだ。わが政府は、前政府の政策と固く結びつきつつ、次のことを宣言する。——わが政府は、武力の行使と脅迫を相互に放棄することを約する協定を結ぶ用意があるが、これは東独政府にも適用される⁵³⁾と述べた。ドイツは「一民族二国家」(Zwei Staaten in Einor)があると基本原則を明らかにして、東独を正式呼称「ドイツ民主共和国」で呼んだことは初めてであった。東西両ドイツ人は、「言語と歴史を共通にもつ一つの民族」である以上、西ドイツの関係はそれ自身互に「外国関係」ではなく、「特殊な性質」の立場にあるから、東ドイツを「国際法的承認」の拒否をなしている。しかしこの演説によって、東ドイツを平等の国家と認めて、これとの関係正常化をして行こうとするのは、その地位の国際的承認への道が開かれたことであった。さらに、この声明の最重要点は、常に強調されてきたドイツ再統一への言及がなくなったことであり、再統一を政策目標からはずして、ドイツ民族の分裂を防止——規制された「並存」を越えて、「共存」に至るよう努力する政策目標であった。

二、ブランド首相のベルリン問題への言及は、ベルリン情勢の緩和と改善であった。すなわち、ベルリンに関係諸国、西側3ヶ国に助言を与える

53) 世界週報, 1969年11月18日号。ブランド施政方針演説の全文邦訳より。

ものであり、東西ベルリン間交通および西ベルリン出入交通の緩和措置を追求、西ベルリンの生命力維持が図られることであつた。⁵⁴⁾

三、ソ連・東欧諸国との言及は、前政権政策を継承し、東方諸国との間に「一様な拘束性をもつ相互武力不行使協定」の締結が追求されることが表明された。注目すべきこの種の武力不行使協定は、相互の武力不行使および武力による威嚇の放棄のたんなる誓約だけではなく、「それぞれの相手国の領土保全を顧慮する」ものであることが述べられた。

以上がブランド首相の施政方針の構想である。すなわち、戦後のヨーロッパ回復建設が、二つのブロック化を生み、その副産物として、二つのドイツが生れてそれぞれのブロックに属しながらしかも統一を求めるという矛盾、それをどう断ち切るかに対するものであつた。ブランド政権の東欧諸国に対する改善関係にあたっては、かつて前政権が、ルーマニア、ハンガリー、チェコスロバキアへ接近させたが、逆に、ソ連、ポーランド、東ドイツの関係改善を優先させることによって、過去の失敗からぬけだし東欧圏切り崩しや東独孤立化の疑惑はぬぐいさつたといえる。

他方、西ドイツ東方政策は、西方諸国に対する「第2のラッパロ」⁵⁵⁾の疑いを持つ者はほとんどなかつた。それは、ブランド首相は、1970年1月末のパリ訪問(ポンピトー大統領との会談)、3月初めのイギリス訪問(ウ

54) 佐瀬昌盛, 前掲書, p.96~97.

55) ラッパロとは、1922年4月に独ソ間のラッパロ条約の締結である。この事件は、これ以後、独ソ関係を一種の不信感をもって眺めるという習性を西側諸国にうえつけたことである。ラッパロ条約は、第一次大戦後ヴェルサイユ体制下にドイツ賠償政策が講ぜられていた時期に突如として独ソ間に調印されたことである。それは、ヴェルサイユ体制下に国際的被告の地位を割り当てられたドイツと、初の共産政権として西方諸国から国交ボイコットされたソ連との間に明示した事件であつた。この条約そのものは6条からなるものであつたが、この本領は、条約内容そのものではなく、その当時のヨーロッパ現状維持国に与えた衝撃にあつたのである。第二次大戦後、1955年5月の西独主権回復まで、西独が西方諸国に「ラッパロの悪夢」の復活を防止するために東方諸国との外交を断念されていたのである。

イルソン首相との会談)での両会談で、東方政策の支持を取りつけているし、3月9日のエッフェルト会談後、アメリカのロジャー・國務長官も西ドイツ東方政策の支持を明らかにしていた。西ドイツ東方政策の基礎はととのったのである。⁵⁶⁾

西ドイツ政権は、誕生1ヶ月後の11月28日、核兵器拡散防止条約に署名して東方関係改善交渉の誘い水となる外交的布石をおこなった。⁵⁷⁾

西ドイツの核兵器拡散防止条約に対する調印は、東方諸国の改善関係行動と受け取られて、12月3日、4日のワルシャワ条約機構国首脳会議(モスクワ開催)コミニケでは、「現実的政策を志向する傾向のあらわれ」と評価が生れたのである。これまでの東方諸国のコミニケでは、西ドイツとの関係改善交渉に応ずる前提として、核兵器拡散防止条約の調印項目がいずれも文脈されていた。⁵⁸⁾

東方諸国の対西ドイツ評価をさかいに、一挙に関係改善交渉が始まる。

西ドイツとソ連の間には、12月8日に武力不行使交渉が開始、対ポーランドとは、1970年2月4日に国交正常化に関する交渉が開始され、ブランド政権の最高の懸案であった対東ドイツの関係改善交渉は、1970年3月19日にエルフェルトでの会談に入ったのである。⁵⁹⁾

西ドイツとソ連の間の関係改善交渉は、1969年12月8日から3度の予備交渉が行なわれ、1970年1月28日～2月18日に西ドイツのバル次官とソ連のグロムイコ外相との間で第1回予備会談がモスクワで開催された(この交渉にあたっての内容は秘密が厳守されていた)。

56) 世界週報, 1970年4月14日号, p. 46~47。

57) 西ドイツの核兵器拡散防止条約の調印は、ブランド政権施政方針の予告どおりのものであった。だがしかし、この調印は、議会内でのコンセンサスをえたものではなかったのである。その後この影響は、ブランド政権の東方政策までエスカレートすることとなり、ついには外交の基本線について1950年代末から生まれていた議会内のコンセンサスを消滅させることとなったのである。

58) 佐瀬昌盛, 前掲書, p. 99~101。

59) ドイツ連邦共和国外務省編, 前掲書, p. 187~188。

西ドイツとソ連の交渉期間中には、ソ連の天然ガスと西ドイツの大口徑鋼管の交換取引協定など成立し、この交渉に対する両国の意図が明確に実証されるものとなった。

予備交渉の第2回目は、バール次官とグロムイコ外相との間で、3月3日から21日までモスクワにおいて開催された。

両国のコミニケは、「武力不行使協定を締結するという双方の意図と関連する諸問題に関する意見交換」が交わされた。すなわち、この交渉は、武力不行使宣言のみならず、東欧の領土問題、国境線問題、東ドイツの地位の交渉がなされていることが理解された。

第3回目の予備交渉は、5月12日～22日まで続けられたが、その内容は前会談とはほぼ同文のコミニケの発表であった。バール次官は、この会談にあっては両国間の意見交換が文書化され、同文書には見解の対立が含まれていないと述べ、そして、両国の本格交渉に移り得る状態にあると報道陣の前で明らかにした。⁶⁰⁾

60) 佐瀬昌盛、前掲書、p.105～106.

61) これまでの交渉がかなり進展していたが、同交渉の内容(バール文書といわれ交渉の項目をまとめた一種の覚書)が新聞(1970年6月12日、7月1日に「ビルト、ツァイウク」の大衆紙とクラブ週刊紙「クヴァイツ」)にすっぱぬかれるに及んで、対ソ交渉は西ドイツ国内での激論のタネとなった。ここにきて、西ドイツの東方外交は超党派的推進の期待がもてなくなった。しかし、ブランド政権は、1970年7月23日シェール外相に本格交渉を委嘱することを決定、そして「交渉を維持する枠組は、ドイツ民族の一体維持のための基本法の要請、全体としてのドイツ、ベルリンに関する三国の権利と責任およびドイツ連邦共和国の国際的諸義務によって与えられる」と政府発表をおこなった。すなわち、この政権が何を東方外交での西ドイツの基本的拘束とみなしているかを明瞭に示したのである。また、「政府は、ヨーロッパのデタントでの進展が、ベルリンおよびベルリンをめぐる情勢の満足のゆく規制という方向での進展と不可分に結びついていると考える。それゆえ、相応する申合わせが存在する場合に始めて武力不行使条約は効を発しうるであろう」と述べたのである。

その後、西ドイツの対ソ交渉が新聞に公表されるにいたり、超党派的のコンセンサスは期待がもてなくなったが、しかし、近い将来ありうるべき東欧諸国との協定が統一体をなすべきことを認められ、両国の本格交渉が7月27日にモスクワで開始、8月7日に条約仮調印されたのである。⁶¹⁾

両国条約の仮調印から正式調印までは、なお5日を要した。

この期間中に西ドイツ政権は、西側の3ヶ国政府宛に同文の口上書を送り、ドイツ問題およびベルリンに関する4国の権利と責任にはなんらの変更もない西ドイツの見解を通告した。

西側3国は、この口上書に対して、3ヶ国同様にベルリンおよび全ドイツに関する4ヶ国の権利と責任がこの条約をも含めて西ドイツ、ソ連の間の2国間条約には抵触されえないとし、⁶²⁾ 抵触され得ないとの見解を西ドイツに通告されたのである。

(前頁より続く)

これは、対ソ間において締結される条約がベルリン問題の規制なくしては批准され得ない付帯条件でもあった。この段階での野党は、ベルリン問題での進展を批准の段階として受取っていない。いずれにせよ、パウル文書の第5項が示すように近い将来ありうるべき東欧諸国との協定が統一体をなすべきことを認め、その最先例となるソ連との武力不行使協定を同意したのである。

佐瀬昌盛, 前掲書, p.110~111.

62) 口上書の主要部分は次のとおりである。「ドイツ連邦共和国外相は、交渉においてドイツ全体およびベルリンに関する4国の権利と義務に関する連邦政府の立場を説明した。平和条約による規整がまだ存在しないため、両当事国は、締結されるべき本条約が……4国の権利および義務に抵触しないことを前提とした。西ドイツ外相は右に関連し、ソ連が締結する本条約とはいかなる関係も有せず、また、条約に抵触するものではない」旨述べられている。ソ連外相は、右に関連し、「4国の権利の問題は西ドイツとの交渉の対象とはならなかった。またソ連政府は、この問題が討議されるべきではないことを前提とした。さらに、ソ連と西ドイツが締結する本条約は4国の権利の問題に抵触するものではない。これが、本問題に関するソ連政府の見解である」旨述べられたのである。

佐瀬昌盛, 前掲書, p.116~117.

西ドイツはこうした外交措置を取ったあと、8月12日、ブランド首相がモスクワに訪問して、西ドイツ、ソ連との間に条約が署名された。⁶³⁾

この新条約は前文と5条からなるが、おおむねパウル文書（第1項、第4項）と同じ内容であった。前文においては、締結当事国は、欧州および世界の平和と安全の確保への努力ないし、国連憲章の目的と原則に基づいて平和協力関係および国際平和の一般的利益に合致することを確信し、特に、「1955年9月13日の外交関係樹立に関する協定の締結」⁶⁴⁾が相互関係の発展および確立のため前提条件を作り出したこと、また、経済および科学、技術、文化協力関係の改善、拡充をうたっている。

第1条においては、両締結国は、国際平和の維持および緊張緩和の達成の政策を目標とし、正常化および欧州諸国間の平和的關係の発展に対して努力を表明している。

第2条においては、国連憲章第2条（①主権の平等の原則、②憲章に基づく義務を忠実に履行、③紛争の平和的処理、④兵力の使用の制限、⑤連合の行動に対する援助、⑥非連合国との協力）に従い、武力による威嚇および武力の行使は行なわないとする。

第3条においては、両締結国は、現在の国境を将来にわたって承認する。

63) 両国条約の署名に関連して、シエール外相書簡がソ連に手交され、同書簡の受領が確認されている。

これは「本条約がドイツ国民が自由なる自決権の行使の下にその一体性を再び実現し得るような欧州平和状態の達成に努力するという西ドイツの政治目標をさまざまげなものではないことを確認する光栄を有する」と述べられるものであった。これは、ドイツの将来において、この調印が再統一政策の断念を意味しないとするものであった。

佐瀬昌盛、前掲書、p.117.

64) この協定の締結には、アデナウアー、ブルガーニン両首相が両国間に書簡を交換している。それは「正常關係の創出と発展は、……全ドイツに関する未解決の問題の解決に貢献し、したがってまたドイツ人の全民族的主要問題の解決、すなわち民主的な一つのドイツ國家の一体性の再現を助けるであろう」と述べられていることである。

すなわち、オーデル・ナイセ線および西ドイツ、東ドイツの国境を含む全欧諸国の国境を不可侵とみなすをうたっている。

これに加え、同条約には、二つの付属文書——グロムイコ外相にあてたシェール書簡(注63を参照のこと)と米英仏3国にあてた覚え書(注62を参照のこと)——が有る。これは、ソ連が「民族自決」のうちにドイツの将来には統一の原則に同意したものであり、さらにソ連は、第二次大戦後にはドイツとの平和条約が締結されてなく、二つのドイツと全ベルリンの最終的責任が4大国にあると公式に認めたものであった。⁶⁵⁾

以上の独ソ条約は、両国の単なる武力行使放棄にとどまるものでもなく、実質的には平和条約に等しい効果を持つものである。すなわち、西ドイツは、経済、科学、技術関係の拡大を誓い、さらに現国境における全欧州諸国の領土保全を無条件に尊重する、特にオーデル・ナイセ線を加え尊重すると誓ったものであった。ブランド首相は、8月14日記者会見で、「一時代の終りであり、きわめて素晴らしい始まりだ」と表現し同席のコスイギン首相もこれを完全に同意された。これに対し、ソ連の新聞、雑誌は、ヨーロッパのデタント、国際政治の正常化にきわめて有益であることを強調、大戦後策定された国境の不可侵を承認し合ったことは「現実主義」の勝利であると、ソ連の現実主義的外交を自賛している。⁶⁶⁾ソ連の評価に対する西側諸国は、一部のジャーナリズムを除いて「ラップロの再版」という嫌疑は問題となり得なかった。1972年にいたると全世界の世論は、この画期的な新条約の重要性を理解するとの評価であった。⁶⁷⁾

65) William P. Lineberry, *The United States in World Affairs*, 1970.

鹿島平和研究所訳, 世界情勢と米国, p.319~320, 鹿島研究所出版会。

66) 西ドイツ政権の新条約調印に対する国内の世論は、80%の支持率を示した。

世界週報, 1970年9月1日号, p.38~40.

67) ブランド首相が「きわめて素晴らしい始まりだ」と述べているように、この時期後、西独・ソ連の関係拡大は新条約に対する前向き表明と受けとられる。1971年11月に独ソ航空協定が調印——1972年2月4日に初の定期航空路運航が開始、2月1日にソ連の天然ガスを西ドイツへ20年間にわたり供給する契約が調印、7月5

独ソ新条約の世界的評価の中で、旧欧州から新欧州の関係が展開された。独ソ条約の成立の3ヶ月後、同年11月にポーランド、西独間関係正常化の条約が調印された。この条約と独ソ条約には、東独の国際法上の承認と国境の最終的承認が明記されていなかったのである。この両条約に対して東独のウルブリヒトは不満を表明した。それは、ソ連、東欧首脳会議、ワルシャワ条約機構政治諮問会で、対西独強硬論を述べることによって不満を表明、また東欧諸国から孤立化していった。1971年5月3日ウルブリヒトに代ってホーネッカーが第一書記となって、1972年6月四大国ベルリン協定の調印、12月には東西両独間基本条約が調印された。これに続いて、1973年12月11日、チェコスロバキア、西独間国交関係正常化条約、同月12日、ブルガリア、西独間国交樹立に関する合意書、同月13日、ハンガリー、西独間関係正常化に関する暫定合意書がそれぞれ調印された。これらの一連の対西独関係改善は — 東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキアの3ヶ国同盟条約による西独への対抗のための — 「鉄の三角地帯」政策からの転換であった。ハンガリー、ブルガリアは、ソ連その他東欧諸国にならっての国交樹立であった。東欧諸国(ソ連を含む)の西独関係改善、西独の東欧諸国(ソ連を含む)への接近には多くの理由がある。その特徴は、これまで述べてきたように、1969年の国境紛争後、中国が軍事的な自由の独立および主権を守る能力を持っている事実、また、国際政治上のパワーに直面し、中国の脅威はソ連にとって現実的なものとなった。ここに西側(特に西独)との緊張緩和の必要が急務となったことである。したがって、ドイツ、ベルリン問題の解決、および「鉄の三角地帯」政策から対西独接近が必要となったといえよう。その二に、東欧諸国の経済急成長が急務となっていたことをあげられる。東欧諸国は、1950年後半から経済成長の純化傾向が顕著と

(前頁より続く)

日には独ソ貿易協定が調印される。これらの一例は、独ソの関係改善の飛躍的拡大であった。

ソ連東欧総覧、ソ連東欧総覧刊行編集委員会編、p.226, 228.

なり、1960年後半においては従来の粗放的成長から集約的成長への転換を⁶⁸⁾余儀なくされていたのである。

その三に、西ドイツは、戦後に形成したヨーロッパの政治関係を最終的に受け入れて、現状変更のため不武力使用の約束をしたことにより事情が大きく変わったことであった。

以上の要点の理由から、戦後の世界が終り新欧州が開かれた。新欧州は、ソ連の長年の執心的提案であった全欧州安全保障・協力会議(CSCE)のための予備交渉(1972年11月2日)が決定されることによって新しい時代に入った。CSCEの構想が初めて打ち出されたのは、1954年モロトフソ連外相がベルリン四ヶ国外相会議で「ヨーロッパ集団安全保障に関する全欧条約」を提案してからである。1954年の国際情勢といえば、西ドイツの再軍備問題の論議がなされていたし、フランス内では、欧州軍結成が烈しい論争が行なわれていた。オーストリアの中立をめぐることは、東西間でめずらしく合意に達していた。一方、アジアでは、7月にインドネシア停戦が実現化したが、アメリカは協定に調印し得なかった。冷戦の激化かそれとも緩和かの微妙な情勢にあった時期、ソ連の提案であったのである。この突然の構想は、西側にあっては全然うけつけられていなかった。⁶⁹⁾

その後、1964年12月、19回国連総会でのポーランド外相の提案、1966年7月ブガレストで開かれたワルシャワ条約機構政治諮問委員会が「欧州の平和と安全の強化に関する宣言」(ブガレスト宣言)によって明白な形で提唱された。このブガレスト宣言は、全欧諸国に対し、平和共存政策に立脚した善隣関係を発展させるよう呼びかけであった。

この内容は、外国軍事基地の撤廃、原子力潜水艦の寄港反対、西ドイツの核兵器への接近反対などの訴え、欧州国境の現状確認および二つのドイ

68) 東欧諸国の経済関係については、以下を参照されたし。

最近のソ連と東欧関係、調査月報、1975年10月号。

ソ連・東欧諸国の発展動向、世界週報、1974年5月14日号。

ソ連の経済外交政策、調査月報、1974年2月号。

69) 茂木政、「ソ連提案の全欧安保会議の狙い」国際時評、1970年3月号、p.1.

ツの現状承認を主張した上で、全欧安保会議の招集を提唱したものであった。⁷⁰⁾

それ以来、1967年4月、欧州共産党カルロバリ会議の声明、1969年8月、ワルシャワ条約機構政治諮問委員会のメッセージと提案が続いた。しかし、いずれもこれらの呼びかけは、政治宣伝的傾向が強く、むしろ米帝国主義の欧州からの撤退および西独軍国主義に重点が置かれ、対西独関係正常化の四条件を打ち出したものであった。しかし、1968年8月のチェコ事件、中ソ対立の激化に伴って、ソ連の態度に大きな変化が表われる。これまでの東西両軍事同盟の同時解消の提案をひっこめ、東西が現状の維持をしながらデタントと協力を進めて行く方法に変わったのである。すなわち、1969年10月のワルシャワ条約外相会議声明では、これ以前とは一変して、対西独関係正常化の四条件には触れず、全欧安保会議の議題に、武力不行使宣言、貿易、経済、科学、技術交流の拡大を含める提案となり、政治宣伝的アプローチから現実的アプローチ⁷¹⁾に変わった。

一方、1969年1月のNATO外相会議声明は、全欧安保会議(SCCE)と相互均衡兵力削減(MBFR)が平行して行なわれるべきであると主張していたが、同年4月、NATO創立20周年のワシントン閣僚理事会は、「ソ連、東欧と具体的問題について実りある交渉を探索する意図」を明確にし、同年12月、理事会はこれを再確認して、「特定の問題について段階的に緊張を緩和することは可能であり、これらの話合いの如何によってはより基本的な問題の交渉も可能になると考える」と宣言したのである。⁷²⁾1970年6月のブタペスト会議は、MBFRは外国軍隊の削減、撤退を対象とし、あくまでCSCEの開催が前提であるとするものであったが、1971年4月になって、ブレジネフはトビリシの演説で、MBFRの交渉に応ずる用意あり⁷³⁾とする表明がなされた。

70) 戦略問題研究会編、世界軍事資料(1970～1973)、p.310。

71) 「最近のソ連と東欧関係」調査月報、1975年10月号、p.10。

72) 茂木政、前掲書、p.12。

73) ソ連はCSCE開催については、初め米国、カナダを除外するものとしていたが、

かくして、CSCEの開催は決定した。1972年5月22日の米ソ首脳会談および9月のキッシンジャー補佐官のモスクワ訪問であった。この2回の米ソ対話を通じて、CSCEとMBFRとを並行して開催する合意をソ連に対し得たものであった。これによりNATO諸国もMBFRの開催見通しがつくにいたって、10月23日のブラッセル理事会は決定する。ソ連側は、非公式に全欧安保の議題にはMBFRを含め軍事問題は取扱わないとしながらも、全欧安保の議題は、11月のヘルシンキ会議で決定されると言明したのである。⁷⁴⁾かくして大欧州の新国際システムを建設しようとする遠大な目標が、10月11日にヘルシンキでCSCEの準備会議、1973年1月3日にウィーンでMRFAの予備交渉がそれぞれ開始されることになった。アルステア・ブッカン(Alastair Buchan)は、準備会議ごろを評して、「普通の人々は40年くらい、世界に平和と呼べるものがやってきたと感じるだろう⁷⁵⁾」と述べている。

CSCEの準備会議は、本会議で討議される議題と討議手続きを決めることになっていた。しかし、会議での交渉は、西側の思想、人間の交流を求めるに対して東側が反発し、会議は、難航を続けて休会や中断の末に四議題と十原則を決め、1973年6月に本会議に舞台を譲ったのである。6月3日から7日まで、NATO諸国(14ヶ国)、ワルシャワ条約機構(7ヶ国)、中立諸国(14ヶ国)の外相が参加して、ヘルシンキで本会議が開催された。この会議は、全ての各国代表が発言した。ソ連は、現状の国境線に基づく全欧州の領土保全を強調、これに対するに、米国は、国境の平和的変更の余地

(前頁より続く)

西欧諸国側の意向が判明するにつれて、1970年1月31日、ソ連は、米国、カナダの参加に異議はないことを明らかにする。

MBFRに対しての米国側の軍事的見解は、1972年外交教書によれば、NATOの軍事的安全保障を軽減しないことを兵力削減の唯一の合理的基準とし、中部欧州における兵力削減のプロセスは、東西いずれかの一方的な軍事的利益を産むようなことであってはならないと述べている。

戦略問題研究所編、前掲書、p.310.

74) 戦略問題研究所編、前掲書、p.310.

を持つよう発言して、東西両独の統一、EC内部の統合の可能性を残すよう討議、そのほか東西の文化、人間の交流や参加国の構成でもかなり紛糾したが、しかし、簡単なコミニケを發表したにとどまった。すなわち、次の第2段階への宣言、勧告、決議のような文書の起草準備をするということ⁷⁶⁾で閉幕となった。以上の会議を通していえることは、欧州の新秩序についての東西の思惑は、出発点から食い違っていたのである。CSCE構想を提唱したソ連側の当初の意図は、先に述べているように、一貫した国境の現状維持の固定化および恒久化にあった。それと同時に、大戦後のソ連の膨脹政策から生れた東欧勢力圏の安定化という目標とも結びついていたのである。

1973年9月18日、第2段階のCSCEの会議が、ジュネーブで各国専門家代表者が集まり開始された。この会議は、第一議題——軍事的緩和措置、安全保障、国家関係の問題について3小委員会の設立、第二議題——経済、科学、技術協力について5小委員会の設立、第三議題——人間、情報、文化の交流について4小委員会が設けられ、宣言、勧告、決議その他の最終文書を作成する実務交渉であった。しかし、実質的な内容は、外相会議で明らかになった東西両陣営の原則的な意見の対立をどう調整できるかの点にあった。この会議の主唱国であるソ連、東欧諸国は、欧州の現状固定の上に経済拡大を進めることに最重点を置き、第一議題の「欧州の安全保障問題」、第二議題の「経済、科学、技術の協力」における問題をどこまで合意達成できるかに重点をおいていた。一方、西側諸国と中立諸国は、第三議題の「人間と文化の交流」の問題に重視し、現状打破に主眼点を持っていた。こうした食い違いは、すでに準備会議以来シコリとなっていたのである。⁷⁷⁾ CSCE第2段階の討議は、22ヶ月間にわたって東西の対立がなされた。こ

75) Alastair Buchan, *The End of the Postwar Era*, 1974, p.4.

76) 軍事研究, 1975年10月号, p.143~144.

CSCE 第一段階の会議内容については、戦略問題研究所編、世界軍事資料(1970~73)を参照されたし。

77) 世界週報, 1973年10月2日号, p.10.

の期間の主要な対立点は、第一議題の一部、「国境の平和的変更」の問題である。特にソ連は、現在の国境線に基づく欧州諸国の領土保全であると、国境は不可変を主張した。これに対し、特に西独は、国境は不可侵であるが平和的方法による変更は排除すべきではないと主張されたのである。

2点目は、軍事上大演習の事前通告であった。この問題が取り上げられたのは、ソ連のチェコスロバキア軍事介入が、初め軍事演習上の名目を持っていたものから、そうした記憶から軍事演習を事前通告するよう西側諸国が要求したのである。これに対し、ソ連は応じなかったが、第2段階の最後で西側に同意するにいたった。

第二議題については、ソ連が最恵国待遇(MNF)の供与を求めたに対し、西側は、MNFを東側から受けても利益にならないとする点で対立した。また、西側諸国がこの会議の最重点とした「人間、情報、文化の交流」の問題がある。

西側は、人間、情報、文化の交流が自由になることを主張したが、ソ連は、応じようとしなかった。しかし、この問題を独立の議題とすることでソ連は応じたのである。これはこの会議で最後まで問題となった点である。⁷⁸⁾

CSCE第2段階の1974年10月までの進展状況は、第一議題は、10原則中8原則まで合意が成立、第二議題では、MNF問題以外は事実上合意が成立、第三議題では、ソ連の態度が依然として硬く、全般的にほとんど進展がみられなかった。こうした状況を早期完結させるため、ソ連は、1974年10月に西独・ソ連首脳会談、11月米ソ首脳会談、12月仏ソ首脳会談、1975年1月英ソ首脳会談を行ない、CSCEを首脳レベルで完結し同意を取りつけた。

その結果、1975年初めまで西独の主張であった第一議題の「国境の平和的方法による変更」は、ソ連によって原則的に同意され、第三議題の他の部分については、東側の歩み寄りがみられた。同年6月18日、ブレジネフは、欧米各首脳に書簡を送り、未解決の部分の歩み寄りを表明——第

78) 小田切利馬「ヨーロッパ安全保障・協力会議」新防衛論集、第4巻第1号、p.92～93。

3段階の首脳会議を開催する趣意を提案した。こうして7月7日、14日の調整委員会で、第一議題に関する最終文書、第三議題に関する最終文書全般にわたり合議が成立した。CSCE首脳会議が7月30日、ヘルシンキで行なうというカナダ案が採決されたのである。⁷⁹⁾

この合議までへの期間は、22ヶ月に及び、375人の常駐代表が2500回におよぶ交渉を続けて妥協が成立したのである。⁸⁰⁾

7月30日から8月1日の3日間、NATO諸国(15ヶ国)、アルバニアを除くワルシャワ条約機構(7ヶ国)およびその他の諸国(13ヶ国)の合計35ヶ国がヘルシンキに参加し、CSCE首脳会議が開会された。ケツユウネン・フィンランド大統領は、「欧州にとって喜びと希望の日である。われわれがわれわれ相互関係における新時代の夜明けを迎え、緊張緩和を通じて、安定と恒久的平和に向って旅立ったと信じる」と宣言された。⁸¹⁾ CSCE過程で、特に第2段階の最終文書作成は、東西の観点の置き方に微妙な食い違いをみせていたこと、ことごとく述べてきた。その観点の食い違いが、各国首脳基調演説の中で改めて確認されたのである。西側諸国の首脳演説には、第三議題の問題をめぐるソ連の実行を希望する発言が目立った。最初に演説したウィルソン英首相は、「人間、情報、文化の交流」を強調し、「デタントは人々の日常生活に反映しなければ意味がない。今年のうちにも、欧州の人々が好きな人と結婚し、好きなものを読み聞き、好きなときに好きな場所に旅行し、好きな人に会えるようにしなければならない」、そして「最終文書は、条約でも平和の最終取り決めでもないから、現在のヨーロッパの国境の地位に何ら影響するものでもない⁸²⁾と東側の欧州国境の固定化の考えに反発を示した。これに続いて、3日目に演説したフォード米大統領は、「欧州における安定は欧州における均衡を必要とする。これは欧州における軍事的安定によって、これまでの平和が維持されてきた。

79) 小田切利馬, 前掲書, p.94.

80) 軍事研究, 1975年10月号, p.144.

81) 世界週報, 1975年8月12日号, p.4.

82) 世界週報, 1975年8月19日号, p.14~15.

この安定を維持しつつ、今や双方の兵力の高いレベルを実質的に減少させねばならない。米国は相手側が同様の態度を示すなら、交渉の前進のための柔軟な態度を示す用意がある」とし、「我々は緊張を緩和し、我々の間の問題を解決するためのいかなる努力をも惜しまない」と述べ、第三議題について、「貴方が人権と基本的自由および本会議が人、思想、情報のより自由な移動に関して行なった誓約に対する米国民と米政府の深い献身の念を認識することである」と東側に対して呼びかけたのである。⁸³⁾すなわち、第三議題の約束を守るよう要求したことである。西側諸国の発言に対し、ソ連のブレジネフ演説は、「今会議の成果を、単に第二次大戦の政治的結果の集約としてだけでなく、今日の現実と欧州諸国民の数世紀もの経験に於いて、未来を見通すためのものだと考えている」と述べる、一方では、「いずれの国も、あれこれの外交的思惑から、特に自分の意思を押しつけることがあってはならない。内政問題を解決し、国内法を定めるのは全くその国の主権に属しており、これとは別な方法をとることは、国際協力を進めるうえで危険この上ない⁸⁴⁾」として、遠回しに内政不干渉の原則として、これまでの基本的な立場を重ねて強調したのである。

第一議題に国歩を置くシュミット西独首脳は、「独民族が自由な自決のうちに再統一を達成し得るような平和状態を実現するよう努力する」と力説し、「諸原則中、国境の平和的変更の可能性は独の再統一にとって極めて重要である」と述べた。⁸⁵⁾すなわち、第一原則の「国境の平和的変更」への道を開いておく努力に力点が置かれたのである。これに対し、ホーネッカー東独第一書記は、国境の不可侵について、「歴史の教訓と欧州政治の現実的な必要性は、国境不可侵の原則の尊重と承認を決定的にしている。欧州諸国の安全はその国境の安全であったが、それは現在もそうである」と⁸⁶⁾

83) 国際問題資料，外務省情報文化局，1975年9月号。

「欧州安全保障，協力会議首脳会議関係資料」，同会議におけるフォード米大統領演説より。

84) 毎日新聞，昭和50年8月2日。

85) 外務省情報文化局，前掲書，同会議におけるシュミット西独首相演説より。

述べ、欧州の現状が固定化されたという表明でもあった。東独のこの見解は、CSCEが事実上において東西両ドイツの固定化をも決定的にしたというものであり、平和と安定が決定的になったとする認識に立っていることである。これは、ソ連がCSCEを主唱した一つの主眼でもあった。しかし西側との間には、基本的な異なる立場——見解の大きな差が認められた。⁸⁷⁾ 各国首脳の基調には、このほかに、「最終文書に盛り込まれた合意事項を適用、拡大するために、二国間で高水準の協定を結ぶ用意がある」と述べた。また、ジスカールデスタン仏大統領、その他の東欧諸国首脳は、特に東西軍事ブロックの解消について触れていた。

こうした各国首脳の基本的な異なる立場が表面化するままで、当面の措置について妥協したとみなすべき参万語の最終文書は調印されたのである。

最終文書は四つに分れて規定、それを見てみると次のごとくである。

第一部 欧州における安全に関する諸問題

1(a) 参加国の相互関係を律する諸原則に関する宣言

第一原則 主権平等、主権に固有の諸権利の尊重

参加国は国際法の枠の中で平等の権利、義務を有する。参加国は国際法に従い平和的手段と合意によって、国境が変更され得ると考える。

第二原則 武力による脅嚇ないし武力行使の放棄

いかなる国の領土保全ないし政治的独立に対してもこれを脅したり、武力を使ってこれを阻止したりするのを控える。

第三原則 国境の不可侵

参加国は相互の国境ならびにすべての欧州国家の国境を侵すことができないとみなす。

第四原則 国家の領土保障

参加国は他のあらゆる参加国の領土保全を尊重する。

86) 同上書、同会議におけるホーネッカー東独第1書記演説より。

87) 特に両ドイツの固定化については、西側諸国の中には、フランスをはじめ、「強大な統一ドイツの実現」を欧州の経験を活用して警戒する国も多く、「ドイツの分割」「現状固定」を支持している面も否定できない。

第五原則 紛争の平和的解決

参加国は相互間の紛争を国際平和と安全および正義を危険に陥れないような方法で、平和的手段によって解決する。

第六原則 内政不干涉

参加国は、その相互関係のいかんにかかわらず、他の参加国の国内的権限に属する内政、外交問題に直接、間接、単独、集団を問わず干渉することを控える。

第七原則 思想、良心、宗教、信条の自由を含む、人権と基本的自由の尊重

参加国は人種、性別、言語、宗教の差別なく、思想、良心、宗教、信条の自由を含む、すべての者に対する人権と基本的自由を尊重する。自国領域に少数民族が存在する参加国は、これを属する人たちに法の前の平等を尊重し、人権と基本的自由を実際享受する十分な機会を与え、それによって、この分野における彼らの正当な利益を守る。

第八原則 諸民族の平等権と自決権

諸民族の平等権と自決権を尊重する。この関連規範には国土保全にも関するものも含まれる。

第九原則 国家間の協力

参加国は相互間およびすべての国とすべての分野において、国連憲章の諸目的、諸原則に従い、協力関係を発展させる。

第十原則 国際法に規定された諸義務の誠実な履行

参加国は、第10原則「信義と誠実にもとづく国際法上の義務の履行」の第一節に妥当な考慮を払うことにより、本宣言が参加国の権利、義務、もしくはこれらの権利、義務に関する条約、協定及び取決めに影響するものでないことを確認する。

(b) 上記諸原則の一部の実施に関する諸問題

1 紛争の平和的解決のために一般的に受け入れられる方法を調査、考案し、その実現へ向けて、CSCEの第2段階でスイスが提案した「紛争の平和的解決のための欧州方式に関する協定草案」を初め、その他の提案なら

びに第四議題「会議結果の検証措置」でうたわれたフォローアップの一環として、スイス招請によるすべての参加国の専門家による会議を開くことを決める。

Ⅱ 信頼増進措置と安全保障および軍縮の若干の側面

1 主要な軍事演習に関する事前通告

参加国の国境から250キロ以内の地域で行なわれる2万5千人以上の軍事演習についての通告は、演習開始の21日前、ないしそれ以前に行なわれるとする。

その他の軍事演習に関する事前通告

参加国は、信頼の強化と安全、安定の増進にさらに貢献できるという認識に立ち、その他の小規模の軍事演習についても、通告することがあり得ることを認める。

オブザーバーの交換

参加国は自発的、かつ二国間ベースで軍事演習におけるオブザーバーを送るよう他の参加国を招請する。

主要な軍隊移動に関する事前通告

参加国は、それぞれの自由裁量により、また信頼増進に寄与するという見地から、主要な軍隊移動についても通告することがありうることを認める。

他の信頼醸成措置

参加国は軍の代表団を含む軍人の交換招待を促進する。

2 軍縮に関する措置

参加国は厳格、かつ効果的な国際管理の下での全面、完全軍縮を目指し、規模においても、内容においても前進となり、しかも、全世界の平和と安全の強化につながるような効果的な措置をとる必要のあることを確信する。

3 一般的配慮

参加国は緊張緩和と軍縮の促進を目指して努力する場合に、特に次の基本的要素を考慮する。安全保障の政治的、軍事的側面の補完的性格、参加各国の安全と欧州全体の安全との相互関係、世界の安全保障という広い意

味での欧州の安全と地中海地域の安全との関連、参加国がそれぞれの主権の平等に固有のものとして抱く安全保障に対する関心への尊重、参加国は関連する進歩の結果に関する情報がCSCEの他の参加国に適切なベースで提供されることに留意する重要性を考慮する。⁸⁸⁾

以上の第一議題における問題となる点は、第三、第四原則である。ソ連はこの両原則によって、第二次大戦後の国境の不可侵を欧米諸国に認めさせたものである。また、第二次大戦中にソ連が併合した諸地域——ポーランド東部地帯の西ウクライナと西部白ロシアを占領し、1939年11月初め自国領に合併、同月末には、フィンランドに戦争を仕掛けて、翌1940年3月カレリヤ地峡等を割譲、同年6月には、ルーマニアからベスサラビアと北プロビザを、次いで8月には、沿バルト3国(ラトビア、エストニア、リトニア)を併合、さらに1945年6月には、チェコスロバキアからもカルパト、ウクライナを割譲させた。

極東においても、南樺太とクリル諸島(千島列島)、国後、択捉、歯舞、色丹までも占領し、今なお占拠し続けている。⁸⁹⁾すなわち、第二次大戦からの国境の不変を、東西諸国をして認めさせるものである。これに対し、西側は、将来の両独の統一、ECの政治統合に道を残すために「平和的手段、合意により、国境の変更」を、第三、第四原則に入れると主張した。これに対して、ソ連は反対主張したため、第一原則に含められることとなったのである。⁹⁰⁾

二つに、第一議題の原則を実施する上での信頼醸成措置として、「軍事演習の事前通告」を規定している。これまで鉄のカーテンであったソ連の軍事機密に、いわば通路を開くということで、第三議題の「人間、情報の交流」以上の意義のあるものである。

三つに、第一原則で、「国際法に従い平和的手段と合意で国境が変更され得る」と規定されている。同時に、十原則の宣言では「それぞれの条約、

88) 世界週報、1975年8月26日、「欧州安全保障、協力会議最終文書」を参照。

89) 調査月報、1975年10月号、p.12.

90) 小田切利馬、前掲書、p.99.

協定及び取決めに影響するものではない」と規定されており、1968年のチェコスロバキア軍事介入の如きは大きな問題といえるであろう。

第二議題 経済、科学、技術、環境の分野での協力

I 商業の交流

一般的規定

参加国は前文に盛られた諸規定が特にこの分野に適用されることを留意し、最恵国待遇の適用により貿易の発展に好影響が生れることを認め、多国間のベースでの貿易の拡大を奨励する。

ビジネス面での接触と施設

ビジネス関係における信頼の増大が商業的、経済的発展に資する重要性を認識し、二つ以上の商社による合同事務所の開設を含む、常駐代表事務所を設置する。

経済、商業に関する情報

国際貿易の発展によって経済および商業に関する情報の果す役割が増大したことを認識する。

マーケティング

外国貿易に関係する組織団体、企業、商社が効果的なマーケティングに必要な知識と技術をいっそう発展させることを奨励する。

II 産業協力と共通に関心あるプロジェクト産業面での協力

参加国の機能的な組織団体、企業、商社間の産業協力の発展を奨励する。

共通に関心あるプロジェクト

産業協力に関して全欧安保・協力会議が採択した諸規定が、共通の関心のあるプロジェクトにも適用される。

III 貿易と産業協力に関する諸規定

規格の統一

規格統一の分野での政府間および他の適当な組織団体による活動を支持することにより、規格統一に関する国際協力を増進させる。

調 停

参加国の組織団体、企業、商社が商業契約、商業協力契約、あるいは特

別の協定の中に、調停条項を盛り込むことを勧告する。

二国特別協定

産業協力の分野での相互に利害のからむ種々の問題に関する特別の二国間協定の締結を好意的に考慮し、二重課税を避け、利潤の譲渡と投資された資産の価値の還付を容易にすることを目的とする。

Ⅳ 科学、技術

協力改善の可能性

科学、技術の協力をさらに改善する可能性が存在することを認め、協力に対する障害を取り除く意向を表明する。

協力分野

参加国の潜在的協力者が、相互利益のための計画や取り決めを確認し発展させる。

協力の形式と方法

科学、技術分野での協力を発展させるために、最終文書で述べられた協力の形式と方法とともに、地域ないし小地域の協力を含む二国間および多国間の協力の現行の慣習が十分に利用されることを勧告する。

Ⅴ 環境研究

協力目的

多国間、二国間、地域または小地域の規範の環境問題を研究し、環境問題への国際的アプローチの開発を奨励する。また、監視、保護、改善のための設備の開発、生産、改良について、関係機関、企業、会社による国家的国際的努力を可能なかぎり奨励する。

協力分野

目的を達成するために、参加国は環境分野での協力を行うため、あらゆる適切な機会を利用する。

協力の形式と方法

参加国は環境の保護、改善に関する諸問題は、現存の協力形態を十分利用し、二国間、多国間、地域、小地域などで、解決されるべきだと宣言する。

VI 他の分野での協力

輸送機関の発展

輸送機関の条件の改善は、協力発展のための基本的要素の一つである。

観光旅行の促進

国際観光の旅行が、人々の相互理解の発展、他国のさまざまな分野における成果に関する知識の増進、経済的、社会的、文化的発展に貢献していることを認識して、個人、およびグループ単位の観光旅行が増えることを奨励する意図のあることを表明する。

移住労働の経済、社会的側面

移住労働者と受け入れ国の労働者との間に雇用や仕事の条件および社会保障に関して、平等の権利を保障し、受け入れ国で失業した場合、受け入れ国の労働者と同じ機会を与えるようにできる限り努力すること。

職業の訓練

各国の経済発展のため、専門家と技術者の訓練および高等訓練の組織、計画、方法に関する情報交換を促進することによって、この分野での協力を推し進める。⁹¹⁾

以上の第二議題についての問題となる点は、特に意見の対立はほとんどなかった。最恵国待遇の適用について、意見の相違があったが、これは、「商業の交流」の一般規定に含められて簡単に取り上げられている。というのは、東西貿易（全資本主義と全社会主義との貿易）が、国連統計（第1表）が明示しているように、1970年代——1970年は、約260億ドルから、1972年、約365億ドルと増勢は持続し、1974年には、約700億ドルを超え——CSCEの年の東西貿易が、1970年に比べ実に3.1倍という急速に伸びているため、この諸規定がさらにいっそう促進することを明確にしたにすぎないのである。⁹²⁾

91) 世界週報、1975年8月26日号、同月2日号。

全欧安保・協力会議首脳会議最終文書を参照。

92) 1970年から1975年の間には、東欧諸国と西側先進国(OECD諸国)との貿易がとくに大幅に伸び、その貿易規模は、1970年の約147億ドルから1975年には約

(第1表) 世界貿易と東西貿易(輸出ベース)

(単位=100万ドル fob)

	世界輸出額	圏内輸出額		東西間輸出額		
		資本主義圏	社会主義圏	合計	西から東へ	東から西へ
1960年	127,810	107,880	10,820	8,235	4,185	4,050
1961年	133,850	112,580	10,710	9,500	4,710	4,790
1962年	141,320	118,310	11,680	10,175	4,945	5,230
1963年	153,850	129,020	12,390	11,405	5,405	6,000
1964年	172,120	144,500	13,200	13,280	6,540	6,740
1965年	186,400	156,490	13,770	15,000	7,380	7,620
1966年	203,410	171,270	13,860	16,805	7,995	8,810
1967年	214,190	179,960	15,030	17,700	8,420	9,280
1968年	239,070	202,410	16,640	18,510	8,750	9,760
1969年	271,460	230,960	18,050	21,240	9,690	11,550
1970年	311,660	263,530	19,910	26,070	11,730	14,340
1971年	347,920	294,140	21,860	28,370	12,390	15,980
1972年	408,950	344,260	26,110	36,560	17,730	18,830
1973年	576,960	489,940	32,390	50,590	24,680	25,910
1974年	837,430	724,660	36,350	70,800	35,750	35,050
1975年	878,520	743,890	48,440	80,990	43,370	37,620

注= 1 資本主義圏輸出額, 社会主義圏輸出額および東西間輸出額を合計しても必ずしも世界輸出額に合わない。

2 資本主義圏とは先進工業諸国と開発途上諸国であり, 社会主義諸国のうちユーゴスラビアは先進工業諸国に, キューバは開発途上国に含まれている。

3 世界週報。1976年11月30日号参照

第三議題 人道およびその他の分野での協力

I 人的接触

参加国は個別的, 集団的とを問わず, 公的, 私的とを問わず, 人々, 機関, 組織のより自由な移動と接触を容易にし, これに関連して起こる人道

(前頁より続く)

527億ドルに増勢し, 3.5倍強となっている。世界週報, 1976年11月30日号, (西側から見た東西経済関係)を参照されたし。

主義的問題の解決に貢献することを目的とする。

A 家族の結び付きを基礎にした接触と定期的顔合せ

参加国は家族を訪問するために一時的または定期的に、出国または入国する目的の旅行申請を好意的に取り扱う。参加国は、家族の結び付きを基礎にした接触に関する申請の提出が、申請者や家族の権利と義務を制限するものでないことを確認する。

B 家族の再会

希望する人々の申請について、積極的かつ人道主義的精神で取り扱い、家族再結合に関する申請の提出が、申請者または家族の権利と義務を制限するものではないことを確認する。

C 異なる国の市民間の結婚

参加国は他の参加国の市民と結婚することを決めた人からの出国または入国の許可申請を好意的かつ人道的配慮をもって検討する。

D 個人的ないし職業上の理由による旅行

参加国は個人的ないし職業的理由で旅行するのを促進する。

E 個人ないし集団の観光のための条件改善

参加国は観光旅行が他国の生活、文化、歴史に関する十分な知識に、諸国民の間の理解の促進に、さらに余暇の広い利用に貢献するものと考え。参加国は個人または集団の観光旅行の発展を促進する。

F 青年の交流

二国間または多国間の協定、ないしは定期的計画を通じて、仕事をし、訓練し、教育を受ける青年の間の短期的または長期的な交流と接触を増進する。

G スポーツ

参加国は確立された国際的規約、規定、慣習に基づいて、スポーツ大会やあらゆる種類の競技など、この種の接触と交流を奨励する。

H 接触の拡大

婦人の組織など政府間の機関や非政府間の組織間の接触をさらに発展させるため、参加国は代表、グループ、個人による会合の開催や旅行を促進

する。

II 情 報

A 情報の配布, 接近, 交換の改善

i 口頭による情報

他の参加国の名士や専門家による講演や講演旅行の奨励を通じ口頭による情報の配布を容易にすること。

ii 印刷情報

参加国は自国領における他の参加国の新聞や定期的ないし不定期の印刷物の配布の改善を促進する。

iii フィルム放送による情報

参加国は他の参加国から受けとった情報で、記録されたフィルムに収められたさまざまな情報をより広く見せ、放送することを奨励する。

B 情報分野の協力

短期または長期の協定、取り決めに基づく情報の分野における協力を奨励するため、参加国は通信社などのマスメディアの組織間、および出版社、組織間の協力の増進を支持する。

C ジャーナリストの就業条件の改善

ジャーナリストからのビザ申請には、好意的精神をもって適切で合理的な期間内に検討し、参加国の常駐登録ジャーナリストには特別の期間の数回出入国ビザを与える。参加国のジャーナリストが業務を行っている国の国内旅行の手続きを相互主義に基づいて緩和し、安全上の理由で閉鎖された地域の存在に関する法規定の遵守を条件として、そのような旅行のより大きな機会を積極的に提供する。参加国のジャーナリストが、ニュース源との個人的接触の機会を増し、その業務に必要な機材を、再び持ち去る条件で、持ち込む権利を与える。参加国のジャーナリストが職業上の正当な活動を行ったことで、国外追放その他の処罰を受けないことを再確認する。

III 文化の分野における協力と交流

A 関係の拡大

文化の分野における関連ある国家機関や非政府組織の間、ならびに文化

活動に従事している人々の間で、関係拡大を決める協定を二国間または多国間で適宜締結する。

B 相互理解

参加国はその能力の範囲内で、文化のさまざまな分野におけるより包括的かつ完全な相互理解を国民に与える適当な措置を二国間および多国間の水準にする。

C 交換と普及

参加国は適切な方法によって、文化的財産の交換のための便宜の改善と普及に貢献する。

D 接近

参加国はその国の文化のさまざまな分野の成果——作品、経験、舞台、芸術——へのより十分な相互接近を促進し、この目的のために特に能力に応じてできる限り最大の努力を払う。

E 接触と協力

参加国は文化活動に従事している創造的芸術家や人間の間など、文化のさまざまな分野で、接触と協力の発展に適切な方法で貢献する。

F 協力分野と形式

参加国は文化協力の新しい分野と形式を探究することを奨励し、この目的のために必要な場合、関係者間の適当な協定や取り決めの締結に貢献する。

G 少数民族ないし地域文化

参加国は少数民族または地域文化が文化のさまざまな分野での協力へ貢献できることを認める。

IV 教育分野における協力と交流

A 関係の拡大

参加国は教育、科学の分野におけるさまざまな水準の協力と連携を拡大し改善する。

B 接近と交流

相互に受け入れられる条件の下で、参加国の学生、先生、学者が他の参

加国の教育、文化、科学機関に接近することを改善し、共通の関心のあるあらゆる分野でこれらの機関の交流を強化する。

C 科学

参加国はその能力の範囲内で、科学の分野における協力と交流を拡大し改善する。

D 外国語の言語と文化

参加国は各国の文化をよりよく知り、国際協力を強化するために、諸国民間のコミュニケーションを拡大する重要な方法として、外国の言語と文化の研究を奨励する。

E 教授法

参加国は相互理解を促進し、教科書における各国の紹介を容易にする可能性を考慮しながら、教科書などの教材の交換や教育分野での技術革新に関する情報の交換を奨励する。⁹³⁾

以上は西側諸国が最も重視した第三議題であった。ソ連はこの会議を終了させる必要上譲歩したことなどからみるに、ソ連・東欧諸国、特にソ連がこの規定の通りに実施しえるか大きな疑問となる。第三議題の規定で問題となるのは、亡命者をめぐる問題、出国希望のユダヤ人、ドイツ人問題であろう。

亡命者については、かつてソ連の革命、東欧諸国の諸政策の樹立および暴動、軍事介入において、ポーランド人亡命者は約1千万人、ハンガリー人亡命者は3百～4百万人といわれ、チェコスロバキア人亡命者も多数に上ると見られている。出国希望の問題について、たとえば、両独基本条約調印後に親類や知人の相互訪問は年間にして約百万人に達している。これらに対する第三議題の規定が、これから先にいかに実施されるか注目すべき問題点となるであろう。

第四議題

93) 世界週報, 1975年9月16日号, 23日号, 30日号, 全欧安保・協力会議首脳会議最終文書を参照。

94) 調査月報, 1975年10月号(第238号), p.13.

会議後の検証措置

会議の結果に十分な効果を与え、欧州における安全保障を改善し、協力を発展させる過程をさらに推し進めるために、十分な意見の交換を続行し、そのための会議を開催する。これらの目的のために最初の会議は1977年中に開催することとし、この会議開催のために準備会議は、1977年6月15日にベオグラードで開催する。⁹⁵⁾

CSCE最終文書は、東西の共存と「デタント」への協力を誓い合った。それは法的拘束力を持ったものでなく、道義的に依存されたものであった。35ヶ国が「欧州政治および人間関係の新しい法典」（ウイルソン英首相演説）を実行に移すには、西側諸国が最も期待をかける第三議題の規定の実施にある。しかしそれいかによっては、ソ連・東欧諸国に大きな変化をもたらすことになるし、怠れば、ソ連の最も期待する、第一議題、第二議題の規定を西側諸国が守らない結果が生じるかもしれない。こうした意味では、ソ連の将来に大きな問題を抱えさせることとなった。いずれにせよ東西諸国双方は規定を守る道義的なものが課せられることになった。そのため中立諸国とルーマニアの提案が第四議題に含められ、1977年ベオグラードで実施状況を検証するための会議が開催されることになったのである。デスカールデスタン仏大統領は、「この会議がデタントへ向っての長い道程における是非とも必要な努力の一段階」であると述べた。すなわち、この会議は、欧州のデタントの規範となる合議であったというばかりでなく、東西諸国の首脳が一堂に会したこと自体に意義があったというべきであろう。

結 語

核時代には、デタントの必要性が生れ、その外交、その努力を十分といえないけれども述べてきた。すなわち、核時代にデタントへの方向づけがなされた大きな要因としては、超革命兵器（核ミサイル兵器）の出現であった。新しい戦争が新兵器を中心として使用されれば戦争の概念を破壊す
95) 世界週報、1975年9月30日号、全欧安保・協力会議首脳会議最終文書を参照。

るものとなり、科学、技術、進歩の現点においての核戦争は相互敗北となり、戦争最終戦を予想させる状況に到達した。このことが明白になりえたところから、ソ連の平和共存策が生れ、さらに、相互確実破壊へ、急速な核兵器技術競争から戦略バランスのパリテーを求めて、SALTが生れたのである。それと同時に、自国陣営および自国の利益に有利な形で——統一国家への努力、平和的概念の対立、一枚岩の団結から崩壊へ、そして自国陣営に属する秩序の安定——それぞれの政府のあり方、陣営間の関係、陣営内の諸国家の関係、米ソを始めとする諸国の外交政策と軍事政策によって、戦後の国際秩序の安定と現状維持への外交的努力であった。

こうした戦後の国際情勢の結果、CSCEが成立しえたと言えよう。

ダタントについて、ある人は、「経済・科学・技術の交流」と「ソ連社会の人権」および「人間と文化の交流」の解放と同一視する。

また、政治的解決と軍備規制をダタントとみなす人もいるし、少数だが、世界の弱きもの、貧しきものを助けることである意味に解されたりする。⁹⁶⁾ 現実的には、ダタントは、欧州を中心とする戦後処理によって新しい国際システムへの成立と米ソ間のSALT(I)の一応の解決がなされたことをいう。

ダタントを政治的ダタントと軍事的ダタントに区別できるとするならば、CSCEの成果を政治的ダタント、米ソ間のSALT(I)を軍事的ダタントと呼べるであろう。

元仏大統領のいった、ダタントからアンタントへは、CSCE後の東西関係は、ダタントの基調は変らないものの東西交流の面で進展はみられていない。

政治的ダタントの面の特徴を上げてみると、イデオロギー面で対ソ冷却化が目立っている。

CSCE成立以後、西独大統領(11月中旬)とイタリア大統領(11月下旬)の訪ソ時、特に仏大統領(10月)の訪ソ時にイデオロギー面でダタントの可否めぐり正面对立したことが、それは、ソ連が西欧に対しイデオロギー面で対決姿勢を打ち出したと解する理解が内外に強く示された。これは今日に

96) 高坂正堯, 前掲書, p.91.

いたって常識化しつつある。⁹⁷⁾それに見合って、西側の知識人たちの間だけのことでなく、ニューレフトの知識人、ソ連反体制派の知識人にまで広がっている。⁹⁸⁾これに加えるに欧州共産党(欧州共産主義をめぐる論争)間にまで拡大されている。西欧共産党は、政権への到達にあたって、多党制や政権交代を承認し、「プロレタリア独裁の放棄」を決議して各国自主路線を打ち出し始めている。これに対する不安が批判となって現われている。

2として、人権問題が上げられる。カーター米大統領のソ連、東欧の多極化を促すという戦略の人権尊重政策は、ソ連・東欧諸国に不快感を与え、逆の効果を現わしてしまったことである。1977年3月ソフィアで開催されたイデオロギー担当の9ヶ国会議は、人権外交で勇躍した反体制派の弾圧強化方針を決め、続いて、5月25日にワルシャワ条約加盟国外相会議では、CSCEの「最終文書の字句を精神に反する目的に利用しようとする試みは欧州におけるデタントと協力の事業に危険となる恐れがある」と警告がなされている。⁹⁹⁾

97) 世界週報, 1976年新年特大号, p.79.

98) ニューレフトの歴史家であるトンブソンは、「冷戦による緊張の緩和は、一層の非スターリン化の前提, そして東西世界における社会主義と民主主義の回復の前提となるだろう。私自身がデタント支持論に組していただいただけに最近の諸現象がこの展望全体を疑わしいものにしてしまった以上, 私は自分の口でみずからを断罪しなければならない」と告白している。

ソ連反体制派については、ソルジェニーツィン(ソ連を追放された作家)、サハロフを上げることができる。まずソルジェニーツィンは、1975年6月アメリカのAFL, LIOの主催の集会で、イデオロギーの戦いと呼ばれる非人間的な宣伝に終止符を打たなければ、真のデタントにはならないとソ連体制を批判している。1975年6月に執筆した「祖国と世界」の中でサハロフは、ソ連は統一国家による経済から文化思想面にいたるまでの独占であり、そこから必然的に生まれた奴隷根性のうえにあぐらをかいた官僚の特権層である、と批判している。

百瀬宏「デタントと人間の自由」『世界』第369号を参照。

99) 人権問題を抱えているのは、ソ連およびソ連派だけではない。ルーマニアにあって「憲章77」運動と絡んで反体制的運動が伝えられている。またユーゴスラビ

以上述べた2つの面において、政治的デタントの新しい進展は見られないといえるだろう。

米ソ間の軍事的デタント(SALT II)への極面においては、微妙に動いたが、しかし冷却化の方向であった。

SALT(I)からSALT(II)の発展過程が、米国の巡航ミサイルとソ連のバックファイアの制限問題などで行き詰まってきたこと、本論集第13号ですでに述べてきた。1977年において、米ソ間のSALT(II)がすでに2年間も行き詰まり状態にあること明白であるように、現在すでに戦略核戦力の量的バランス時代から、質的要素を加味した実質的バランスを図らねばならない難しい段階に到達しているし、また、SALT(I)の協定期限が本年10月3日に失効となる時に達している。

米ソは、これを早期締結する一連の交渉を本年に入って行ってきている。3月28日、バンス米國務長官の訪ソ、5月18日から3日間ジュネーブで外相会談、9月22日、23日の両日、ワシントンヘグロムイコ訪問で会談が行なわれてきた。しかし、SALT(I)以後についてはSALT(II)がまとまらず、失効することになった。

米ソ両国は、今後SALT(I)を尊重して行くとの声明を双方がそれぞれ出す形で、実質的にSALT(I)を延長することで意見が一致したにとどまったのである。

米ソ間の軍事的デタントは、両国が協調を必要としながらも現実的には基本的制約によって解決を見ていないのである。

デタントについて、これまで考察してきたが、デタントは勢力均衡外交の上に存在しているといえるであろう。戦後暫くの間、世界は一極の核独占の時代であった。やがてこの時代は米ソ両極核独占に移った。核独占は英

(前頁より続く)

アでも、反チトー派の弾圧、政治犯の投獄といった西側の批判の対象となるような問題がある。カーター人権外交はソ連と路線を異にするルーマニア、ユーゴスラビアまでもソ連の立場に歩み寄らせてしまったのである。

世界週報、1977年6月21日号、p.31~34.

仏と次々に破られて行き、この情勢は世界が漸次多極化して行くことに他ならなかった。また同時に、戦後の諸国の国力回復によって、自由世界内部は多極化の傾向に進み始めたのである。この傾向の進むところ、米国の絶対的指導権は漸く傾き始めた。共産圏内部でも東欧諸国の復興、さらに中国の軍事的な大国化が進むにつれて、ソ連の絶対的指導権は漸次弱まり、共産世界は二極化の様相を呈し始めた。そして、キューバ危機を境に冷戦の緊張が緩和されるに応じ、新たに中ソ間が緊張に入った。かくして世界全体は極めて複雑多様な勢力均衡外交の復活が必要となった。すなわち、この外交とその努力の上にデタントが成立しているといえるであろう。国際社会が現実にどのぐらい平和的で、安定しているかは、まだ判らない。しかし、現在が不安定であるが確かなことは、冷戦時代よりも緊張の緩和の情勢が存在していることである。

1977年9月27日